

扇町公園地指定管理事業者（扇町公園及び大阪市立扇町プール指定管理者）公募 質問・回答一覧

No.	質問箇所	質問	回答
1	募集要項 p.1	扇町公園について 基本方針に扇町公園利用実績として、催事実績（平成29～令和元年度の行為・一時占用許可件数）が発表されていますが、その催事の内容、使用料実態及び使用料減免の理由等を開示頂けますでしょうか？	平成31年度から令和3年度の催事内容については、提供資料01を参照してください。 使用料は、資料V「行為許可の審査基準等」及び参考資料5「イベント等催事における公園使用料の考え方について」に基づき、申請内容を踏まえ算定しています。 なお、大阪市公園条例第15条並びに大阪市公園条例及び同施行規則運用要綱に適合すると大阪市が判断した場合は、使用料を免除する場合があります。
2	募集要項 p.1	基本方針に示された扇町公園利用実績と同様に、令和2～3年度の催事実績（行為・一時占用許可件数）と、その催事の内容、使用料実態及び使用料減免の理由等を開示頂けますでしょうか？	令和2年度の実績については、机上説明会資料5「行為許可件数」のとおりです。 令和3年度の実績については、提供資料02を参照してください。催事内容、使用料実態、減免理由については、回答1をご参照ください。
3	募集要項 p.2 3(1)	公園部分を利用した地元小学生対象に無償の屋外活動イベント（教室）を開催する場合に、企業スポンサーをつけて、費用を捻出して実施することは認められますでしょうか。 その際は使用料の免除規定は適用いただけますでしょうか。	協賛金によるイベント等の実施は可能です。なお、使用料は、大阪市公園条例第15条並びに大阪市公園条例及び同施行規則運用要綱に適合すると本市が判断した場合は、免除する場合があります。
4	募集要項 p.2 3(1)	3(1) 現在有している公園機能のさらなる向上について「現状の機能を守り、また利用状況にも十分配慮」を踏まえ、取組方針で「現在有している公園機能のさらなる向上」とあります。 自由広場は全面が土ですが、引き続き全面が土の広場を維持することを求められているのでしょうか？ 土の自由広場は土埃も雨天時の軟弱化による不陸も酷く、多くの利用者から快適性の改善を求められています。 自由広場の弾性舗装や芝生化など、大阪市としての将来計画をご教示ください。	現時点で、自由広場の形態を変更するような将来計画はありませんが、別紙2「4(2)イ(オ)その他エリア」に記載のとおり、既存の公園施設が有する現状の用途を変更せず、その機能を高めるための整備であれば、提案可能です。 なお、自由広場の原状を変更しようとするときは、あらかじめ本市の承認が必要です。また、自由広場は、地下貯留機能を有しているため、改修の際は、別途、本市（建設局下水道部）と排水協議が必要となる場合がありますので留意してください。
5	募集要項 p.2 3(2)	3(2) 誰もが憩うことができる滞留空間を生み出すプレイスメイキングについてソフト面での仕掛け（プレイスメイキング）に制限事項はございますか？	別紙2「3(1)関係法令等」、資料V「行為許可の審査基準」を遵守したうえで、別紙2「4(2)ソフト事業及びハード事業に関する提案」の主旨を踏まえご提案ください。
6	募集要項 p.2 3(2)	3(2) 誰もが憩うことができる滞留空間を生み出すプレイスメイキングについて仕掛け（プレイスメイキング）は日常的な滞留空間の演出を求められていますか？非日常的な施設・イベント等を想定しているのでしょうか？それとも両者でしょうか？	募集要項「3扇町公園の魅力向上に向けた取組み方針」に記載のとおり、一般園地を利用されている方々に加え、扇町プールの利用者や通過利用者など、日常的に誰もが憩うことのできる滞留空間の創出を求めています。 なお、現状の機能を守り、また利用状況にも十分配慮したうえで、イベント等の非日常的な取組みの場として活用する提案も可能です。
7	募集要項 p.2 3(2)	近隣の大型病院をご利用される市民の皆様の公園利用を促進するために、親しみやすい利便施設として、オープンデッキ型の健康教室、調剤薬局、薬膳カフェ等を併設した建物を新設することは可能でしょうか。	公園利用者のための「屋外健康プログラム」の実施や「薬膳カフェ」の設置は可能です。ただし、「調剤薬局」については、都市公園法第2条2項の公園施設に該当しないため、設置は認められません。
8	募集要項 p.3 5(1)	5(1)ア 管理運営の方針・基準について 扇町公園の利用者満足度：85%以上とありますが、成果目標として数値設定された根拠（基準）をお示しください。また現状の扇町公園利用者満足度の実績値を開示頂けますでしょうか？	市政改革プラン2.0を参考に設定しております。現時点で利用者満足度の調査は実施しておりません。
9	募集要項 p.3 5(1)	p.3 5(1) 管理運営の方針・基準について 「公園の利用者満足度」について、母数の想定はあるのでしょうか？また、別紙1、2(4)に四半期ごとの調査となっていますが、目標達成は四半期ごとに判定されるものではなく、他の公園と同様に年1回としてもよいのでしょうか？	母数の基準値は定めていませんが、各期100以上が望ましいと考えています。また、目標の達成状況については、年1回にトータルで判定します。
10	募集要項 p.5 6(1)	6(1) 管理運営経費の支払いについて、魅力向上事業の実施に伴う業務仕様の変更を理由に、指定管理業務に係る代行料を増額させることはないかとありますが、かたや大阪市当局による業務仕様の変更の場合は、この限りではないとの認識でよろしいでしょうか？	本市負担の範囲については、別紙4「リスク分担一覧表」の「維持管理運営段階」における負担区分を参照してください。
11	募集要項 p.9 8(7)	(7) 提出書類について、「申請団体名の記載は正本のみ。副本16部には記載しない（黒塗り・白塗りなど）ように・・・」とございますが、法人の商号又は名称等が入っておらず、また推測されない団体名の場合はそのまま記載しても問題ない、という認識でよろしいでしょうか。	募集要項「8(7)エ」の記載のとおり、申請団体が特定されない場合については、黒塗り等を行う必要はありません。
12	募集要項 p.9 8(7)	(7) 提出書類について、「上記書類は、選定会議での審議資料となるので、ページ番号を入れるとともに、次表「提出書類」順に整理し、項目ごとの最初のページに白紙をはさみ、インデックスをつけるなど、わかりやすいものにしてください。」とございますが、ページ番号は各項目ごとでよろしいでしょうか？また、提出時はリングファイル等にファイリングしての提出でよろしいでしょうか。	ページ番号は、各ファイルごとに通し番号を記載してください。また、リングファイル等での提出でも問題ありません。
13	募集要項 p.10 8(7)	(7) 提出書類について、「1-5 指定管理者申請団体役員名簿」「1-6 役員の履歴書」について、履歴書に記載の内容は略歴でよろしいでしょうか。	略歴にせず記載してください。

14	募集要項 p.11 8(7)	(7) 提出書類について、「1-18 本店所在地の法人市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明書」について、東京都に本社がある場合、取得する項目は法人都民税（直近3か年分）でよろしいでしょうか。	本店所在地が東京都の場合、法人都民税の納税証明書（直近3年度）を提出してください。
15	募集要項 p.11 8(7)	(7) 提出書類について、「1-19 法人等の登記事項証明書」について、現在事項全部証明書でよろしいでしょうか。	履歴事項全部証明書を提出してください。
16	募集要項 p.11 8(7)	「魅力向上事業に関する業務の提出書類」は自由様式とされていますが、A4・A3などのサイズや、ワード・パワーポイント等についても自由という理解でよろしいでしょうか。また「魅力向上事業に関する業務の提出書類」をA3とした場合、提出するファイルもA3でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	募集要項 p.12 8(7)	2-4-2 実施体制について 「・法人等が有するアイデア・ノウハウ」の法人等とは指定管理事業者内の法人と理解するのでしょうか？もしくは他の事業者・団体も含める法人等と理解するのでしょうか？	本項の「法人等が有するアイデア・ノウハウ」には、指定管理事業者のほか、「他の事業者・団体との連携によるアイデア・ノウハウ」も含まれますが、募集要項「5（3）業務の第三者への委託」募集要項「8（6）申請資格」などの記載事項を踏まえた実施体制を提案してください。
18	募集要項 p.12 8(7)	「2-5 ソフト事業に関する計画」の注意事項「申請団体以外が実施した類似事業の写真等を使用する場合は、必ず出典元を示すこと」とありますが、事業ではなく単にランニングしている人の写真などイメージ写真については、特に出典元を示す必要がないという理解でよろしいでしょうか。	権利関係のないフリー素材や自社素材等の場合、出典元を記載する必要はありません。
19	募集要項 p.14 8(8)	8(8)提案を求める内容 ウ 収支計画 (イ) について 扇町プール・屋外プールのオフシーズンに当たる9月～5月の間に屋外プールのエリアを活用し、指定管理事業者が施設を設けてイベントを実施した場合は、扇町プールの「利用料金収入」「教室等収入」と違う考え方になると思いますが、屋外プール部分での工作物の設置に伴う占用許可や、大阪市への支払いに当たる「利用料金収入」などはどのように考えれば良いでしょうか？	イベント内容より取り扱いが異なるため、提案時における利用料金の考え方は、申請者において任意で設定し提案してください。 なお、具体的な承認手続きや使用料については、指定管理事業者選定後、提案のイベント内容を踏まえ本市との協議により決定します。
20	募集要項 p.15 9(2)	「書類審査・ヒアリング」について、 ・書類審査の通知はいつでしょうか。 ・ヒアリング審査の実施予定日はいつでしょうか。 ・参加人数は、連合体各社2名は必要かと思えます。よろしいでしょうか。 ・発表時間と質疑は何分を予定していますでしょうか。 ・プロジェクト等での投影は可能でしょうか。 ・当日、資料は配布してよろしいでしょうか。可能な場合、17部準備すればよろしいでしょうか。 ・ヒアリングの発表前に準備の時間は設けて頂けますでしょうか。	現時点でヒアリング対象者への通知時期は決まっていません。なお、ヒアリングの日程、時間、参加人数の制限等については、ヒアリング対象者決定後、本市より申請者へ通知する予定です。
21	募集要項 p.18 11(4)	一般園地への電気の供給について記載がございますが、直近3年間の一般園地の月別電気料金及び、2022年4月度の一般園地の電気料金をご教示ください。	月別光熱水費については、提供資料03を参照してください。
22	募集要項 別紙1 p.1 1(1)	別紙1 p.1 1(1)イ利用料金について 学びや知見を得られるような講演会と販売を行う場合は全体として「集会」という位置づけにすることは可能でしょうか？	イベントの主旨や目的、各施設の配置状況などを踏まえ、占用許可の必要性や公園使用料を本市が決定することとなります。
23	募集要項 別紙1 p.1 1(1)	別紙1 p.2 イ 利用料について イベント参加者だけでなく、一般利用者も利用できるテントなどを張る臨時の休憩場などは、集会その他これに類するもの会費又は入場料を徴収しない場合100㎡3時間880円適用、露店営業その他これに類するものための占有1㎡1日220円でしょうか？	臨時休憩所は、「集会その他これらに類するもの」に該当します。なお、公園使用料については、臨時休憩所の配置、動線計画、利用形態等を踏まえて、本市が決定します。なお、大阪市公園条例第15条並びに大阪市公園条例及び同施行規則運用要綱に適合すると本市が判断した場合は、免除する場合があります。
24	募集要項 別紙1 p.2 1(1)	「(注)上記の利用料金は、今後の公園条例及びプール条例の改正に伴い変更となる場合があります」とございますが、指定期間前後において公園条例及びプール条例の改正は予定されていますでしょうか。※供用日・供用時間含む	大阪市公園条例については、市内地価の変動状況等を踏まえ、3年ごとに公園使用料を改定しております（前回改定令和3年度）が、今後の改定方針が決定されているものではなく、他の理由による使用料改定が行われる可能性もあります。なおプール条例については現時点で、条例改正の予定はありません。
25	募集要項 別紙1 p.1	別紙1 p.3 イ 利用料について 広告物とは、イベント名にスポンサーロゴ等がついていたら、利便性を伴うための案内図も広告物でしょうか？	広告物取扱要綱第5条において広告物の企画等を定めており、「（2）表示内容等は、協賛企業名、商品名、マーク及びキャッチフレーズとする」としていますが、詳細については表示内容や形状等により本市が個別に判断します。
26	募集要項 別紙1 p.2 1(2)	別紙1 p.2 1 管理運営方針 (2)ア 職員の配置基準について 総括責任者、施設責任者は「常勤職員」で申請団体の「正規雇用者」である必要があると記載されていますが、働き方が多様化する中で常勤職員が週休3日、4日という場合や、勤務時間が限定されている場合も考えられます。「常勤職員」で「正規雇用者」であって業務に支障をきたさなければ、勤務日時、勤務体制は不問という認識で良いでしょうか？	「常勤職員」について、勤務日、時間の基準はありませんが、別紙1「1(2)職員の配置基準」を満たす必要があります。
27	募集要項 別紙1 p.2 1(2)	別紙1 p.2 1(2)職員の配置基準について 「専任の常勤職員」と「職員を常時配置」は同義でしょうか？	「専任の常勤職員」とは、もっぱらその任務だけを担当する常勤の職員を意味します。一方、「職員を常時配置」とは、常時、職員を配置することを意味します。

28	募集要項 別紙1 p.3 1(2)	現時点で、扇町公園内で活動しているボランティア団体の数と所在、それぞれの活動をご教示ください。	以下のとおりです。 公園愛護会：清掃活動 北区種花の会：年4回特定花壇の植替え。除草、水やり等の日常管理 公園猫サポーター：飼い主のいない猫の不妊去勢・給餌・清掃等
29	募集要項 別紙1 p.3 1(2)	ボランティア団体が使用している花壇があれば、その花壇の場所とボランティアの管理頻度をご教示ください。	管理場所については、資料Ⅱ-2「維持管理基本水準書」のとおりです。管理頻度については、回答28を参照してください。
30	募集要項 別紙1 p.3 1(2)	別紙1 p.3 イ(ア) 一般園地の職員の配置基準について公園活用をサポートする職員「コーディネーター」を1名以上配置することとありますが、現状で該当する職員は何名いらっしゃいますでしょうか？	現状は配置されていません。
31	募集要項 別紙1 p.3 1(2)	別紙1 p.3 1(2)イ(ア) コーディネーターについてコーディネーターの要件について、参考資料6記載の実績を持つ団体に所属しているものであれば良いという理解でしょうか？	参考資料6に記載している活動に従事したことのある者を1名以上配置して頂く必要があります。
32	募集要項 別紙1 p.3 1(2)	公園内設備全体（管理対象施設のみ）の維持管理に関わる設備責任者はプール施設管理技術者の兼務でもよろしいでしょうか	関係法令の定めによる範囲内の兼務は可能です。
33	募集要項 別紙1 p.3 1(2)	「電気主任技術者とは別に、設備の運転監視・保安業務及び保守点検に対応するため、電気 機械設備の知識・技術力を有する必要な人数について」現在配置されている人数をご教示ください。	現在、専任の技術者等は配置していないため、把握していません。
34	募集要項 別紙1 p.4 2(1)	別紙1 p.4 2(1)イ 維持管理について植栽管理に関してみどりの質の維持向上とありますが、今年度の計画はどのようになっていますでしょうか？	みどりの質の維持向上を目指して、適正な剪定と樹木更新を行い、美しいまちなみの形成につながる維持管理に取り組んでいます。なお、樹木更新については、今年度の計画はありません。
35	募集要項 別紙1 p.4 2(1)	別紙1 p.4 2(1)イ 維持管理について大阪市では樹木の寄附等により新たに植樹する場合がありますが、現状で今年度の予定はございますでしょうか？あればその内容を開示頂けますでしょうか？	現時点で、寄附等の申出はありません。
36	募集要項 別紙1 p.4 2(1)	別紙1 P42業務内容(1)ウ 保安警備について「保安警備のため、利用者が安心して利用できる環境確保のために必要な巡回・監視を行うこと」とありますが、説明会資料14には留意事項として②夜間のスケートボード利用、④ホームレスについての記載があります。現状、夜間の巡回警備状況はどのようになっていますか？また、指定管理事業者による夜間の巡回警備の必要性をどのようにお考えですか？	公園利用者及び周辺住民等からの要望・苦情など、現在、本市職員が必要に応じ夜間巡回を実施しています。なお、昨年度はコロナウイルスにかかる緊急事態宣言に伴う夜間巡回を実施しました。指定管理事業者においても、必要に応じて夜間巡回を実施してください。
37	募集要項 別紙1 p.4 2(1)	植栽管理計画のための現在使用されている台帳、図面が閲覧時にはございませんでした。ご提供いただける資料はございますでしょうか。	現時点でお示しできる資料については、図書閲覧時に「扇町公園樹木台帳」を示しています。なお、閲覧図書については、指定管理事業者選定後にあらためて閲覧することが可能です。
38	募集要項 別紙1 p.4 2(1)	「必要な巡回・監視等を行ってください」について現在の監視状況をご教示ください。	資料Ⅱ「一般園地の管理運営に関する事項」に記載している内容のとおり、適時、必要な巡回・監視等を実施しています。
39	募集要項 別紙1 p.4 2(1)	植栽管理については、維持管理費用額から、高中木、低木については選択的管理を年間計画することになると思われませんが、公園周辺の住民対策等で公園緑地植栽管理として毎年管理すべき高中木(特に剪定・薬剤散布)があればご教示ください。(阪神高速、一般住民、地下駐車場、市営住宅、御社、カンテレキッズプラザ大阪等の関係)	現時点では、公園周辺の住民対策等により毎年管理を実施している樹木はありません。
40	募集要項 別紙1 p.4 2(1)	別紙1 p.4-5 2(1)エ 危機管理体制について大災害が発生した際、大阪市が指示する確保すべき危機管理体制を具体的にご教示ください。	事故や災害時において、公園利用者の安全確保等に必要となる点検調査・応急対策、復旧を迅速かつ適切に対応するための体制を整える必要があります。
41	募集要項 別紙1 p.4 2(1)	別紙1 p.4-5 2(1)エ 危機管理体制について災害時等に指定以外の用途で使用することとなった場合とありますが、どのような用途が想定されますか？ご教示ください。	現時点で具体的な想定はありません。
42	募集要項 別紙1 p.4 2(1)	別紙1 p.5 2(1)エ 危機管理体制についてAEDの適正配置に関するガイドラインによると、設置が推奨される施設の具体例に「スポーツジムおよびスポーツ関連施設」とあります。また資料6「扇町公園駐車場管理運営業務仕様書」で扇町公園駐車場に設置することも求められています。以上の2台で扇町公園の危機管理体制についてAEDの適正配備は整ったとの理解で良いでしょうか？	現在、「AEDの適正配置に関するガイドライン（一般財団法人 日本救急医療財団）」に基づき公園駐車場1台、扇町プール1台、扇町公園事務所1台計3台配置しております。AEDの設置については、現在の設置状況や提案内容を踏まえ、指定管理事業者において適切に設置してください。
43	募集要項 別紙1 p.4 2(1)	「自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の適正配置に関するガイドラインに基づき、AEDを適切に設置し管理してください。」について現在公園に配置されているAEDの資料をご提示ください。	各施設に配置されているAEDは、以下のとおりです。 公園駐車場：HDF-3500（オムロン） 公園事務所内：AED-3100（日本光電） 扇町プール：AED-3100（日本光電）

4 4	募集要項 別紙1 p.5 2(2)	別紙1 P5 2業務内容 (2)イ 公園における行為の許可等について 指定管理事業者は行為の許可、行為の制限、行為許可の取り消し権限を有し、自身が行為の主体となる場合は行為の許可は不要とありますが、現在の扇町公園の使用状況を見て、説明会資料5の行為許可件数以外の使用は大阪市として行為許可を行う必要はないという認識でしょうか？また、現在の状況を性格に把握するためにも、行為許可案件の詳細資料を開示頂けないでしょうか？ 大阪市内、もしくは大阪府内の他の公園で減免受付されているイベントと同様のイベントを扇町公園で実施する場合は、同じ基準で公益性が認められるという認識で良いでしょうか？	行為許可案件の概要は提供資料01を参照してください。なお指定管理期間開始後に、新たに許可が必要な行為を確認した場合は、利用者に対し指導を行う必要があります。判断が難しい場合は、本市に相談ください。 なお、大阪市公園条例第15条並びに大阪市公園条例及び同施行規則運用要綱に適合すると本市が判断した場合は、使用料を免除する場合があります。
4 5	募集要項 別紙1 p.5 2(2)	別紙1 P5 2業務内容 (2)イ 公園における行為の許可等について 「指定管理事業者が行為の主体となる場合、自身に対する行為の許可は不要」とありますが、指定管理事業者が行うソフト事業で工作物などを設置するための占有許可を伴わない場合に限り、許可は不要で進めても良いということでしょうか？	指定管理事業者が行うソフト事業で工作物などを設置するための占有許可を伴わない場合、許可は不要となりますが、魅力向上事業の実施に際しては、事前に本市の承認が必要となります。
4 6	募集要項 別紙1 p.5 2(2)	別紙1 P5 2業務内容 (2)ウ 行為の利用料金の収受について 指定管理事業者は「行為の利用料金の減免を公園条例、公園条例施行規則及び運用要綱の定めるところに従い適正に行う」とありますが、扇町公園で減免されたイベントの詳細資料を開示頂けないでしょうか？ また、大阪市、もしくは大阪府の他の公園で既に減免受付されているイベントと同様のものを扇町公園で実施する場合は、同じ基準で大阪市、大阪府、もしくは各区の協力を受けられ、減免受付も可能になるという認識で良いでしょうか？	回答44を参照してください。
4 7	募集要項 別紙1 p.5 2(2)	別紙1 P5 2業務内容 (2)ウ 行為の利用料金の収受について 「行為の利用料金は指定管理事業者の収入となる」とありますが、指定管理事業者を除く利用者が支払う「行為の利用料金」が指定管理事業者の収入になるということでしょうか？指定管理事業者が「行為の利用料金」を支払う場合は、収入と支出の両方に計上されることとなりますが、それで問題ないということでしょうか？ もしくは指定管理事業者は「行為の利用料金」を支払う必要がないということでしょうか？	行為の利用料金は指定管理事業者の収入となるため、本市へ納付する必要はありません。 なお、指定管理事業者が行為の主体となる場合、自身に対する行為の許可は不要となるため使用料は発生しません。
4 8	募集要項 別紙1 p.5 2(2)	別紙1 p.5 2(2)ウ 行為の利用料金の収受について 前項（イ 公園における行為の許可等）で、指定管理事業者が行為の主体となる場合、自身に対する行為の許可は不要とありますが、それは同時に、指定管理事業者が行為の主体となる場合、自身に対する行為の利用料金の収受も不要との理解でよろしいでしょうか？また大阪市への納付も不要との理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
4 9	募集要項 別紙1 p.5 2(2)	別紙1 p.5 2(2)ウ 行為の利用料金の収受について 行為の利用料金は指定管理事業者が定めるとありますが、p.1の大阪市が規定する「公園の利用料金」に指定管理事業者が定める「管理料等」を付加して「行為の利用料金」とできるとの理解でよろしいでしょうか？ また、「公園の利用料金」が減免になった場合は、付加した「管理料等」のみを収受しても良いでしょうか？	指定管理事業者が利用料金を定めることのできる範囲は、別紙1「1(1)イ 利用料金」となります。なお、当該利用料金とは別に指定管理事業者が管理料等を付加することはできません。
5 0	募集要項 別紙1 p.5 2(2)	(2)ウには「行為の利用料金は、指定管理事業者の収入となります」とありますが、参考資料5には「イベント等催事の内容又は設置工作物に応じて、公園使用料を適用する」とあります。「行為の利用料金」と「公園使用料」は何がどう違って、それぞれの料金の扱いがどう変わるのか、改めて説明をお願いします。	催事等で工作物を設置する場合、本市への占有許可申請を行うとともに、公園使用料を納付する必要があります。なお、募集要項「2(2)ウ 行為の利用料金」とは、「1(1)イ」に示す利用料金となります。
5 1	募集要項 別紙1 p.6 2(3)	別紙1 p.6 2(3)ア プラットフォームの運営業務について 「多様な主体との連携及び調整のためにプラットフォームの運営を行うこと」とありますが、「多様な主体」との連携を行うために、1つのプラットフォームに多様な主体が参加して連携する方式と、様々な主体と個別に連携していく方式のどちらを想定されていますか？	指定管理事業者が設置・運営する1つのプラットフォームに多様な主体が参加して連携する方式を想定しております。
5 2	募集要項 別紙1 p.6 2(3)	別紙1 p.6 2(3)ア プラットフォームの運営業務について プラットフォームには、行政（北区役所）もメンバーに加える方がいでしょうか？地域の商店街代表者、NPO関連など、どのようなメンバーで構成することを想定していますか？	本市（所管部署）がメンバーとして参加する提案も可能です。ただし、本市への参加要請については、指定管理事業者選定後、本市（所管部署）と協議を行う必要がありますが、協議の結果、参加要請を辞退する場合がありますので留意してください。 プラットフォームの構成は、公園利用者や地域住民、公園の周辺で働く方々、公園の活用や管理運営の担い手などを想定しています。

5 3	募集要項 別紙1 p.6 2(3)	別紙1 p.6 2(3)ア プラットフォームの運営業務についてプラットフォームをNPO法人化して、ファンディングの受け皿にすることは可能でしょうか？	プラットフォームの運営については、募集要項「5 (3) 業務の第三者への委託」に記載する範囲内において、運営業務をNPO法人等に再委託することは可能です。
5 4	募集要項 別紙1 p.6 2(3)	別紙1 p.6 2(3)ア プラットフォームの運営業務についてプラットフォームを構成する一員として大阪市様がお引き受け頂けるのでしょうか？またその担当の部局課はどちら様になるのでしょうか？	プラットフォームへの参加要請については、回答5 2を参照してください。なお、担当部署については、要請内容を踏まえ本市が決定します。
5 5	募集要項 別紙1 p.6 2(3)	別紙1 p.6 2(3)ア プラットフォームの運営業務についてプラットフォームの運営業務として扇町公園の利用ルールの作成とありますが、現状の利用ルールをご開示頂けますでしょうか？	現在、扇町公園に特化した利用ルールはありません。なお、一般的な利用ルールは、本市ホームページに記載しています。 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000370977.htm">https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000370977.htm</a>
5 6	募集要項 別紙1 p.6 2(4)	情報発信について、ホームページを独自で開設する必要がありますか？	一般的にはホームページの開設が想定されますが、それ以外の方法でも提案可能です。
5 7	募集要項 別紙1 p.6 2(4)	公園内で定例的に行われる行政イベント、民間イベントがあればご教示ください。	定例的なイベントについては、北区民カーニバル（北区役所）・メーデー（労働団体）・ワンワールドフェスティバル（実行委員会）等が毎年行われています。
5 8	募集要項 別紙1 p.6 2(4)	屋外プール（屋外、屋内、トレーニング場問わず）利用者へ特典を付与する。利用時に公園内で使える優待券、割引券等進呈することは可能でしょうか？	実施時期、方法など提案内容によります。
5 9	募集要項 別紙1 p.7 2(4)	別紙1 p.7 2業務内容(4)ア について一般園地は都市部における貴重なみどりのオープンスペースとして多くの市民が安全かつ安心して利用できるよう、利用者サービスの向上と利用促進に努める→一般園地をオープンスペースとして利用することを主とした公園運営の提案が重要と考えていらっしゃいますか？	一般園地での取り組みは、別紙2「4 (2) ア (ア)、イ (イ)」の記載内容を踏まえ提案してください。
6 0	募集要項 別紙1 p.8 2(8)	別紙1 p.8 (8) ア 管理事務所について扇町プール内のスペースに管理事務所を設置する場合、扇町プールの次期指定管理開始までの期間、すなわち本件の指定管理開始期（令和5年4月）から設置は可能でしょうか？	扇町プール内のスペースに限りがあるため、別途、本市及び現在の指定管理者と協議してください。
6 1	募集要項 別紙1 p.8 2(8)	別紙1 p.8 (8) ア 管理事務所について管理事務所を設置することができる倉庫について、現地説明会当時は使用されている様子はありませんでしたが、管理事務所として使用しない場合は倉庫として利用するとの理解でよろしいでしょうか？この時、倉庫は指定管理業務を実施するために必要な施設として、指定管理事業者が無償で利用できるもの（別紙1 p.8 3 施設の取り扱い）と理解してよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
6 2	募集要項 別紙1 p.8 2(8)	別紙1 p.8 (8) ア 管理事務所について別紙1 p.8、4(2)イ(ア)①に示す「利活用拠点機能」として新たに管理事務所を設置した場合、設置許可使用料の対象となるのでしょうか？	都市公園法5条1項に基づき、公園施設の設置又は管理をする際は、大阪市公園条例第14条で、別表第3に定める使用料を納付してください。本市に納付する使用料については別紙1「5 (6) 公園使用料」に記載のとおりです。 なお、同条例に基づき、指定管理事業者が設置する公園施設は原則として使用料が発生しますが、一般の園地と同様に公園利用者の自由な利用に供する区域については、例外的に使用料を免除することができます。減免の可否については、利用者への周知や利用可能時間等を踏まえて総合的に判断いたします。公園施設設置・管理許可制度における公園使用料の考え方は参考資料4を参照してください。
6 3	募集要項 別紙1 p.8 2(8)	別紙1 p.8 (8) ア 管理事務所について管理事務所の運営に当たっては、公園利用者の多様なニーズに応じた質の高いサービスを提供してくださいとあります。「利活用拠点機能」として新たに設置した管理事務所で利用料の発生するサービスを提供することは可能でしょうか？例えば、ガーデンチェアやパラソルなどレジャーグッズの貸出など。また飲料・菓子類の販売等の営業活動を伴った場合は公園使用料が発生しますでしょうか？	管理事務所で利用料の発生するサービスを提供することは可能ですが、収入を伴う事業の用に供する場合は、当該区域の公園使用料が発生します。
6 4	募集要項 別紙1 p.8 2(8)	管理事務所倉庫またはそのエリアは売店等魅力向上の為に使用することは可能でしょうか。倉庫エリアでのイベントも使用料は発生するのでしょうか。	倉庫を含むその他エリアについては、別紙2「4 (2) イ (イ) その他エリア」に記載のとおり、売店等に用途を変更することはできません。なお、倉庫エリアでのイベントについては、一般園地と同様にイベント内容に応じて使用料が発生します。
6 5	募集要項 別紙1 p.8 2(8)	管理事務所の設置について、令和5年度においては、プール施設内に設置することが可能でしょうか？	回答6 0を参照ください。
6 6	募集要項 別紙1 p.8 2(8)	園内に設置する誘導看板の意匠についての決まりはございますか？	特に決まりはありませんが、利用者の安全や良好な景観又は風致等に配慮し、提案してください。なお、設置の際は、事前に本市と協議が必要となります。

6 7	募集要項 別紙1 p. 8 3	別紙1 p.7 3施設等の取り扱い について 指定管理事業者は、指定管理業務を実施するために必要な施設、機器、備品等(以下「施設等」という。)を無償で利用できるものとします。→指定管理者が魅力向上に纏わる指定管理業務を実施する際の施設の利用は無償という認識でよろしいでしょうか？	別紙1「3 施設等の取り扱い」に記載のとおり、指定管理業務を実施する場合は、必要な施設等は無償で利用することができます。ただし、魅力向上事業に関する業務を実施する場合は、実施内容に応じて使用料が発生する場合があります。
6 8	募集要項 別紙1 p. 13 5(6)	要約すると、『提案する公園施設設置・管理許可使用料(提案単価)は提案時点の条例単価を上回ってれば、指定管理期間中変動はない』という認識でよろしいですか また、提案単価に変動があるのは扇町公園の土地もしくは扇町公園の建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済事情の変動があった場合との認識でよろしいですか	事業期間中における使用料は、変動しないことを基本としますが、長期の事業期間において、予期せぬ地価の急上昇等があった場合、必要に応じて使用料の見直しを行うことから、現時点で将来の減額を確約するものではありません。 なお、使用料は、市内の地価等を踏まえ見直しの検討を行います。
6 9	募集要項 別紙1 p. 13 5(6)	提案単価が条例単価を下回った場合は、大阪市の判断により当該使用料単価を提案単価まで減額することができると思いますが、指定管理者が減額の依頼をすれば、貴市が減額の判断をしていただけるとの認識でよろしいですか。また、貴市が減額しないと判断するケースがあればそのケースをお教えてください	回答6 8を参照してください。
7 0	募集要項 別紙2 p. 1 2	別紙2 P1 2 魅力向上の事業計画について 「指定管理期間開始後概ね5年間に於いて実施または着手が可能な事業を対象に提案」とありますが、指定管理開始後5年以内に提案書に記載されていないソフト事業を実施しても問題はありませんか？また、「大阪市との協議により実施不相当と判断した場合又は管理事業者の責によらない場合を除き、原則、実施しなければならない」とありますが、大阪市が直接管理されている公園と、指定管理事業者が管理している公園とで、ソフト事業の内容に対する大阪市の意向の反映され方はどれくらい変わるのでしょうか？	別紙2「2 魅力向上事業の事業計画」に記載しているとおり、当初事業計画どおり魅力向上事業が遂行されていると本市が認めた場合は、5年度を待たずして、次期事業計画を提出することができます。なお、イベント等の許可基準については、指定管理者制度の導入の有無によって判断が変わることはありません。ただし、公園の規模、隣接地の状況など公園の特性に応じて、イベント等の実施内容に差異が生じる場合があります。
7 1	募集要項 別紙2 p. 2 3(2)	別紙2 p. 2-3 3(2) 公園のゾーニングについて ゾーニングに沿った立案とあります。図示された広場ゾーンで、南西から北東に至る主要動線を自由広場に沿ったライン(南西口から進入して直線的に延長となる経路)とし、現水景施設及び水景施設前園路及び接続部を一体としたエリアの整備提案は可能でしょうか。	水景施設前園路及び接続部は、別紙2「4(2)イ(オ)その他エリア」に該当するため、既存の公園施設が有する現状の用途を変更せず、その機能を高めるための整備提案は可能です。
7 2	募集要項 別紙2 p. 4 3(3)	別紙2 P4 3 提案の前提条件(3)新たな公園施設の設置に関する要件 ア 公園施設の種類の種類について 休日に「遊びゾーン」「扇町プール」周辺には数多くの自転車が駐輪されています。大阪市は扇町公園の駐輪自転車問題をどう考えていますか？「新たに駐輪場を設置することはできない」とありますが、大阪市として駐輪自転車問題の改善策を実施する予定はありますか？	現在、本市が不法駐輪と判断した場合は、ビラによる啓発を行い、必要に応じて撤去する等の対策を講じています。指定管理期間開始後は、指定管理事業者に放置自転車対策を行っていただきます。当該業務の範囲については資料Ⅱを参照してください。なお、扇町公園周辺において、現時点で本市が新たに駐輪場を整備する計画はありません。 また、公園利用者のための新たな自動車駐車場の提案は不可とされていますが、駐輪場の提案は可能となっています。 大阪市の放置自転車対策については本市ホームページに記載しています。 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000003525.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000003525.html</a>
7 3	募集要項 別紙2 p. 7 4(2)ア(7)	別紙2 p. 7 4提案を求める内容(2)ソフト事業及びハード事業に関する提案 について 【憩い・休息機能】レジャーグッズの貸し出しサービス【遊び・子育て機能】子どもや子育て世代を対象とした各種教室やプログラムの実施とありますが、公園内でアウトドア体験やデイキャンプ、またはそれに纏わる有料プログラムの実施も施設を無償で利用できるかと考えてよろしいでしょうか？	回答6 7を参照してください。
7 4	募集要項 別紙2 p. 7 4(2)ア(7)	別紙2 P7 4 提案内容(2) ア(ア)一般園地に関する提案について 「一般園地の既存広場を活用してソフト事業を実施する場合、プラットフォームを活用して実施ルールを作成するなど、現状利用との両立を図る取り組みをあらかじめ行うこと」とありますが、既存広場全体を使用し、現状の利用者に制限をかけるイベントの開催頻度は大阪市としてどれくらいが適切だと考えていますか？	具体的な数値基準は設けていませんが、プラットフォームを活用して実施ルールを作成するなど、現状利用との両立を図る取り組みをする必要があります。なお、実施頻度とは別にイベントで発生する音や光や開催時間について、周辺への影響等の観点から制限を設けることがありますので留意してください。
7 5	募集要項 別紙2 p. 7 4(2)ア(7)	別紙2 P7 4 提案内容(2) ア(ア)一般園地に関する提案について 既存広場を使用せずにソフト事業を展開しやすくするために、主要動線が交差するエントランスゾーンから遊びゾーンに向かう動線エリアを開放的な空間となるように改修し、隣接する建物敷地と合わせてソフト事業を展開する空間として運用し、公園部分の利用料金を規定に従って収めるという提案は可能でしょうか？	当該エリアは、別紙2「4(2)イ(オ)その他エリア」に該当するため、既存の公園施設が有する現状の用途を変更せず、その機能を高めるための整備提案は可能です。なお、事業内容に応じて占用許可手続きが必要となる場合がありますが、隣接する建物敷地と合わせたソフト事業を提案することも可能です。
7 6	募集要項 別紙2 p. 7 4(2)ア(1)	扇町プールに関する提案について、「大阪市では次のような提案を期待します」との記載事項の中で、「プール施設内での新たな運動プログラムの実施」とございますが、プール施設内で実施するプログラム等は、教室事業(自主事業)という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、教室事業とは限りませんが、自主事業という位置付けです。

77	募集要項 別紙2 p.7 4(2)ア(イ)	ア(イ)扇町プールに関する提案について、「大阪市では次のような提案を期待します」との記載事項の中で、「・広々とした屋外空間ならではの運動プログラムの実施」とございますが、一般園地で実施するプログラム等は、魅力向上事業という認識でよろしいでしょうか。なお、一般園地内を移動しながら使用する場合の使用料等の考え方についてお示しください。	一般園地で実施するプログラム等は、魅力向上事業となります。なお、一般園地内を移動しながら使用する場合の公園使用料については、停止時の設備等の占有面積をもとに本市が公園使用料を算定します。
78	募集要項 別紙2 p.7 4(2)ア(イ)	ア(イ)扇町プールに関する提案について、「大阪市では次のような提案を期待します」との記載事項の中で、「・利用時間外・利用期間外における屋外プールの有効活用」とございますが、扇町プールの施設内で実施するプログラム等は、自主事業という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	募集要項 別紙2 p.7 4(2)ア(イ)	ア(イ)扇町プールに関する提案について、「大阪市では次のような提案を期待します」との記載事項の中で、「・スポーツグッズの貸出サービス」とございますが、プール施設内で実施するサービス等は、自主事業という認識でよろしいでしょうか。	基本的には自主事業であると認識しています。
80	募集要項 別紙2 p.7 4(2)ア(イ)	資料Ⅱ p.2 4(2)ア(イ) 扇町プールに関する提案について提案例として「利用時間外・利用期間外における屋外プールの有効活用」とありますが、利用時間外・利用期間外における運用基準、利用料金等の規定をご教示ください。	【利用時間について】 大阪市プール条例第3条第2項 【利用料金について】 大阪市プール条例第8条第3項
81	募集要項 別紙2 p.8 4(2)イ(7)	別紙2 p.8 4(2)イ(7) 扇町プール前の水景施設エリア(A区域)について 扇町プール前に立地する水景施設エリア(A区域)に①利活用拠点機能、②オープンスペース機能、③滞留拠点機能の整備が求められています。 一般利用者から料金を徴収できない「案内窓口」「休憩スペース」「トイレ」「授乳室」、料金を徴収できても少額しか期待できない「更衣室やシャワールーム」が具体的な提案として挙げられていますが、大阪市への占有料の支払いが発生する基準を開示して頂けないでしょうか。 例えば、飲食店と同じ棟の建物に一般利用者も使用できる「案内窓口」「トイレ」「授乳室」などを設置した場合、その部分にも使用料がかかるのでしょうか？	公園使用料の考え方については、回答62を参照ください。 なお、1つの建物内に複数の用途がある場合の公園使用料については、各施設の施設の利用時間、利用動線等、利用方法などの運用内容を踏まえ、本市が公園使用料を決定します。
82	募集要項 別紙2 p.8 4(2)イ(7)	別紙2 p.8 4(2)イ(7) 扇町プール前の水景施設エリア(A区域)について A区域の前面で近接する動線と、さらに動線と自由広場に挟まれた外構及び園地部分を併せた周辺エリア一帯を活用して、動線と滞留拠点との相互移動を維持し、憩い・休息機能をより多様に提供することを目的に、一体的な空間創出を整備する提案は可能でしょうか？	回答71を参照してください。
83	募集要項 別紙2 p.9 4(2)イ(エ)	別紙2 p.9 (2)イ(エ) 扇町プールについて 屋外プールとA区域との接続を図る動線機能の設置が求められていますが、A区域から広場へのアクセスも容易なことから、夏の屋外プールシーズンには屋外プール→A区域→広場→A区域→プールという移動も可能になることを想定すると、新たな動線に「衛生面」での対策はどこまで必要だとお考えでしょうか？	プールに入る前には、シャワーを浴びる等の対策をお願いします。なお、現行設備と同等の仕様を求めるものではありませんので、具体的な設備の仕様等については、指定管理事業者選定後、本市との協議により決定します。
84	募集要項 別紙2 p.9 4(2)イ(エ)	別紙2 p.8 4(2)イ(エ) 扇町プールについて 「相互利用動線機能」として、扇町プールにおける新たな入退館システムの導入や出入口の整備などにより、A区域との接続を図るとありますが、扇町プール利用者の一時退館及び再入館を認めるとの理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
85	募集要項 別紙2 p.9 4(2)イ(エ)	別紙2 p.8 4(2)イ(エ) 扇町プールについて 提案の具体例として、屋内プールとA区域の接続において「一般園地から屋内プールを見学できるような設え」とありますが、不特定な園地利用者が「屋内プール」を見学できる状況からすると、「迷惑防止条例」「児童ポルノ規制法」「ストーカー規制法」の対象となる行為を誘発する可能性が想定されないでしょうか？考え得るトラブル対処についてのご方針をご教示ください。	必ずしも誘発するものとは考えていませんが、必要に応じて目隠しを設置するなどの対策を提案することも可能です。
86	募集要項 別紙2 p.9 4(2)イ(エ)	別紙2 p.8 4(2)イ(エ) 扇町プールについて (例2)一般園地からプール見学できる、とありますが、不審者による盗撮などの防止対策を講じる場合、必要となる対策の方針をご教示頂けますでしょうか。	回答85を参照してください。
87	募集要項 別紙2 p.9 4(2)イ(エ)	イ(エ)扇町プールについて、「相互利用動線機能」として、扇町プールにおける新たな入退館システムの導入や出入口の整備などにより、A区域との接続を図る動線設定について必ず提案してください。」とございますが、A区域と屋内プール及び屋外プールを接続した場合、防犯面・衛生面など安全性が低くなる可能性が考えられます。防犯強化・衛生管理徹底のためには、設備と人員を投入することが必須となるため、コスト増が見込まれます。 事業者の創意工夫にて「相互利用動線機能」についての提案をさせて頂くことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

88	募集要項 別紙2 p.9 4(2)イ(エ)	イ(エ)扇町プールについて、(例2)屋内プールとA区域の接続について、「一般園地から屋内プールを見学できるような設えとすることで、水泳教室に参加する子どもを見学しながら、オープンスペースなどで憩うことができる。」との具体例をお示し頂いておりますが、防犯上、水着の利用者が不特定多数の人から「見学できる設え」とすることは好ましくないと考えます。その場合、事業者の創意工夫にて「相互利用」についての提案をさせて頂くことでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
89	募集要項 別紙2 p.9 4(2)イ(エ)	別紙2 p.9 4 提案内容(2)イ(エ) 扇町プールについて 屋内プールとA区域との接続で、一般園地から屋内プールの見学が可能となる設えが例として挙げられていますが、水泳教室に子どもを通わせる親だけでなく、A区域にいる一般利用者が屋内プールの中を眺められるようになることが予想されます。「のぞき見」など、防犯上の問題を大阪市としてはどのようにお考えでしょうか？	回答85を参照ください。
90	募集要項 別紙2 p.9 4(2)イ(オ)	別紙2 p.8 4(2)イ(エ) その他エリアについて 大型遊具のリニューアルなどの提案を期待するとありますが、現在の大型遊具の継続使用とリニューアルの方針・計画をご教示ください。	現時点でお示しできる方針や計画はありません。
91	募集要項 別紙2 p.9 4(2)イ(オ)	別紙2 p.8 4(2)イ(エ) その他エリアについて 「大地の声」「地中の電話」「大木の声」3遊具の利用について、送話口に接触する当該遊具の利用方法では、新型コロナウイルス感染防止の観点からも敬遠されているのが現状です。当該遊具の利用実態と今後の利用方針をお聞かせください。	現時点で、新型コロナウイルス感染防止の観点による利用方法の変更及び施設改修等の計画はありません。
92	募集要項 別紙2 p.9 4(2)イ(カ)	「A区域、B区域及び周辺エリア内において不要となる既存施設については、原則として全て撤去することを前提に設計してください。」の周辺エリアは公園管理対象区域全域をさすものとして考えてよろしいでしょうか。対象区域内で除外してはいけない既存施設があればご教示ください。	周辺エリアの範囲は、別紙2「別図1(1)全体図、(3)B区域及び周辺エリア拡大図」に示す「B区域の周辺エリア」をさします。なお、既存施設の取り扱いについては、別紙2「4(2)イ ハード事業に関する提案」に記載のとおりですが、事業実施の際は、事前に本市との協議が必要となります。
93	募集要項 別紙2 p.9 4(2)イ(カ)	「②排水計画 現在、A区域内にある水景施設については、雨水流出調整に関する実施基準(大阪市建設局)に基づき、公園内(扇町プールの雨水も含む)の雨水を一定量貯留する計画となっています。さらに、ご提案いただく新たな公園施設の整備により、現状の計画雨水量及び汚水量を上回った場合等は、新たに雨水貯留が必要となる場合があります。なお、雨水貯留機能を有する当該水景施設は、尊寿すべき許容流出係数などについて、再度、同実施基準に基づき計画雨水量及び汚水量を精査し、大阪市建設局下水道部と協議の上で、園内の排水機能に支障をきたすことのない範囲において、廃止や構造の変更等が可能です。」と、あります。A区域の水景池を設置した当時の雨水計算の資料はございますか。扇町公園全体の雨水量及び、分散させた貯水槽の分量、場所がわかるものはございますか。また、当計画で、A区域の水景池を埋め立てるプラン(添付資料①)がございました。さらに、B区域の表面仕上げを土からインターロッキング等に変更するプラン(添付資料②、添付資料③)がございました。雨水桝の配置計画のために排水本管の詳しい資料はございますか。上記内容資料の閲覧を希望します。合わせて、上記内容についてご説明をいただけますか。	扇町公園の集水区域は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの3区域に分けられおり(提供資料04を参照してください。)、現在の公園施設の面積や雨水流出係数及びオフィスの構造において、扇町公園全体の最大貯留量は2,868㎡、となっています。その内、当該水景施設はⅢ区域の雨水流出抑制施設に位置付けられており、最大貯留量は938㎡(当該施設の面積1,900㎡、流出係数1.00、貯留量機能950㎡)となっています。なお、本事業者公募に際し、現時点で遵守すべき「雨水流出調整に関する実施基準(大阪市建設局)」や雨水整備率等を用いて、再度、排水計算を行った結果、扇町公園全体の必要貯留量は、約1,300㎡となっており、Ⅰ、Ⅱ区域の雨水貯留施設の貯留機能のみで、扇町公園全体の最大貯留量を満たすことが可能です。指定管理事業者は、これらの計算結果を基に、提案する公園施設の計画を踏まえ、再度、排水計算を行い、本市(公園管理者や建設局下水道部等)と必要な協議を行ってください。また、Ⅲ区域の排水計画においては、ゲリラ豪雨等の対策のため、可能な範囲で貯留機能の確保に努めてください。扇町公園内の排水本管は、本市(建設局下水道部)が公園内に占用している公共下水道施設であり、本市ホームページ等で、公共下水道台帳の閲覧が可能です。
94	募集要項 別紙2 p.9 4(2)イ(カ)	「②排水計画 また、A区域内の躯体等が不要となった場合は、原則として撤去することを前提としています。当該協議やゲリラ豪雨対策など雨水を一時的に貯留する地下貯留槽等(砕石貯留槽や再生プラスチック製貯留槽など)として活用する場合は、躯体等の存置を前提とした提案も可能です。また、存置する躯体等の対象範囲については、ご提案いただく整備内容や具体的な設計協議内容等を踏まえ大阪市が決定します。」上記の内容について「躯体等」とは、附属する設備関係を含めているのでしょうか。前提としている撤去の範囲をご教示いただけますか。	お見込みのとおりです。活用のない当該水景施設に関連する躯体、ポンプ設備、浄化設備、照明設備等は、指定管理事業者による撤去を前提としています。また、当該水景施設の資料は、施設関係図書閲覧時に閲覧図書としています。
95	募集要項 別紙3 参考：事業収支スキームのイメージ	別紙3 p.1 参考：事業収支スキームイメージについて (資料5で)仮設工作物等の設置に伴う占用許可は指定管理事業者が行うことのできる管理の範囲外であるとのことですが、占用許可使用料の収受はこのスキームには含まれないとの理解でよろしいでしょうか？	回答50を参照ください。
96	募集要項 別紙4 リスク分担一覧表	法令等の変更 指定管理事業者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更 不可抗力 自然災害等による本件業務の変更、中止、延期 上記は協議事項との記載がありますが、指定管理事業者はリスク分担負担者の責が無いと考えます。ご見解をご教示願います。	不可抗力の自然災害等による本件業務の変更、中止、延期の発生は、本市または指定管理事業者のいずれにも起因するものでないため、当該リスク分担については協議事項としています。
97	募集要項 別紙4 リスク分担一覧表	共通 物価変動 収支計画に多大な影響を及ぼす場合 維持管理運営段階 維持管理・運営経費の膨張 収支計画に多大な影響を及ぼす場合 上記は協議事項との記載がありますが、具体的に想定されていることをご教示願います。	現在、具体的に想定している事象はありません。実際に事象が発生した場合に個別に対応いたします。

98	募集要項 別紙4 リスク分担一覧表	「施設、機器の不備による事故」は協議事項との記載がありますが、具体的に想定されていることをご教示願います。	具体的に想定しているものではありません。
99	募集要項 別紙4 ※1 自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応	3 (2) ③不可抗力の「自然災害等による本件業務（魅力向上業務を除く。）の変更、中止、延期」については協議事項となっています。※1 自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応の④で、「大阪市は、指定管理事業者に対する休業補償は行いません。」とございますが、新型コロナウイルス感染症拡大などのパンデミックと称される事象については、該当しないという認識でよろしいでしょうか。（豪雨や台風等で事業が一時的に中止した場合は本件に該当するとの認識）	※1の規定は、自然災害（地震・台風等）を対象としたものであり、記載事項以外の事象については、回答97を参照ください。
100	募集要項 別紙4 ※4 公園・公園施設の維持管理・運営に伴う施設等の損傷リスクへの対応	補修・修繕費の負担区分について1件当たりの基準金額が示されておりますが、補修・修繕費の年間総額は、業務代行料に含まれるのでしょうか。また、過不足が生じた場合は、年度毎にご精算頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	補修・修繕費の年間総額は業務代行料に含まれており、不足が生じた場合でも、精算いたしません。
101	募集要項 別紙4 ※4 公園・公園施設の維持管理・運営に伴う施設等の損傷リスクへの対応	不可抗力の「自然災害等による本件業務（魅力向上業務を除く。）の変更、中止、延期」については協議事項となっています。※1 自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応の③では、「プール水を消防利水として利用するなど」との記載がございますが、プール水を利用した場合においては、その費用について市が負担するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
102	募集要項 別紙5 第8条	別紙5 扇町公園及び大阪市立扇町プール管理運営業務基本協定書について p.4 第1章第8条（占用許可）で占用許可を申請し、その許可を大阪市から受け、公園条例に規定された公園使用料を大阪市に納付しなければならないとありますが、前条第2項で規定される許可使用料の精算手続きとは異なるとの理解でよろしいでしょうか？また納付した占用許可使用料は指定管理事業者の費用に計上するとの理解でよろしいでしょうか？	占用許可使用料は、別紙5「管理運営業務基本協定書 第7条」の業務代行料から縮減するものに含みません。 指定管理事業者が納付した占用許可使用料は、指定管理事業者の費用に計上することとなります。
103	募集要項 別紙5 第55条	別紙5 扇町公園及び大阪市立扇町プール管理運営業務基本協定書について p.19 第8章第55条（目的外使用許可等）で施設の目的外使用許可が規定されています。例えば冬期休止中の扇町プールの屋外プールエリアを、A区域と連携した催事で使用することは、この目的外使用に該当するのでしょうか？ 許可を受けた時の所定の使用料はどのように規定されるかをご教示ください。	提案内容によっては手続等必要になりますが、冬季の扇町プール屋外エリアについては利用促進につながる催事をお願いいたします。
104	別紙5及び別紙6	貴市からお示し頂いております基本協定書・年度協定書については、事業者選定後に貴市と指定管理事業者候補者との間で双方合意の上、締結するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、別紙5、別紙6に示す協定書が基本となります。
105	資料I-1	プレイウォール（1基）の設置位置の図示をお願いいたします。	扇町公園施設一覧にあるプレイウォールは、現在、撤去されているためありません。資料I-1のとおり現状優先としてください。
106	資料I-1	ゲートボール場にある仮設便所は管理対象でしょうか。また、汲取り式の場合、年間汲取り量の実績をご教示願います。	管理対象施設です。汲取り式ではありません。（公共下水）
107	資料I-1	公園北東（関西テレビ建物西側）に設置されているクライミングウォール 6基（大×3基、小×3基）は、管理対象外でしょうか。対象内である場合、メーカー（又は点検業者）をご教示願います。	管理対象外施設です。
108	資料I-2	扇町倉庫（管理者等：大阪市建設局）がございましたが、本事業1年目は扇町プールが対象外となっていることから、別紙1の「別図 倉庫の位置図」にある倉庫と置き換える措置は可能でしょうか。	現在、扇町倉庫は、本市が使用しており、本事業2年目以降も指定管理業務対象外施設です。
109	資料II p.1 1 (1) ①	警備を実施し交通事故の防止に努める事とありますが、警備員配置体制や配置時間等の指定はないという認識で宜しかつたでしょうか？	お見込みのとおりです。
110	資料II p.1 1 (1) ①	ボランティア団体による清掃が行なわれる場合には用具の貸与、ゴミ回収等の協力を行なうこととありますが、過去3年分のボランティア清掃実施実績を開示頂けますでしょうか？	公園愛護会による清掃は、毎月第2日曜に実施しています。なお、事務所からの用具の貸与はありませんが、ごみの回収を行っています。実績については、提供資料05を参照してください。
111	資料II p.1 1 (1) ②	警備及び巡回についての現在の維持管理での警備員と巡回員の巡回頻度及び時間帯、警備員及び巡回員の滞在時間、各巡回員数をご教示ください。	週3回5分から10分程度、巡回員2名で園内を見回っています。
112	資料II p.2 1 (1) ②ア	「巡回員又は警備員の配置を行い」とありますが、警備員登録されていない運営スタッフ等による巡回でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
113	資料II p.2 1 (1) ②ア	巡回警備実施中にパトロールカーを公園敷地内に無償で駐車可能なスペースが有りますでしょうか。	管理倉庫エリア内での管理車両を駐車することは可能です。

114	資料Ⅱ p.2 1(1)②イ	資料Ⅱ p.2 1(1)②イ 公園内進入車両（自動車、自動二輪車等）対策について 自転車の通行に関する対策が見受けられませんが、特段の対策は必要ないとの理解でよろしいでしょうか？園地内を通過する自転車と公園利用者との安全確保と公園利用の適正化について、現状では公園利用者の不安を訴える声があります。大阪市の見解をお聞かせください。	回答72を参照ください。
115	資料Ⅱ p.2 1(1)②ウ	資料Ⅱ p.2 1(1)②ウ 放置自転車対策について 催事開催に伴い（仮設）駐輪場の設置等を行う場合は、本市と協議の上行うこととありますが、当該の（仮設）駐輪場の設置は占用許可の対象と理解すべきでしょうか？	お見込みのとおりです。
116	資料Ⅱ p.2 1(1)②ウ	資料Ⅱ p.2 1(1)②ウ 放置自転車対策について 催事開催に伴い（仮設）駐輪場の設置等を行う場合は、本市と協議の上行うこととありますが、扇町公園は催事開催時に限らず、日常的に自転車での来園者が多く（特に土休日）、駐輪実態も無秩序で公園利用者の安全確保の観点からも対策が必要と感じます。大阪市では今後、駐輪場を本設する予定はございますでしょうか？催事開催以外の放置自転車対策についての方針、並びに利便増進施設である自転車駐輪場の設置等の指針をご教示ください。	回答72を参照ください。
117	資料Ⅱ p.2 1(1)②ウ	「自転車等の放置禁止区域内」の範囲を明示頂けますでしょうか？	公園内全域が放置禁止区域となっています。 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000002965.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000002965.html</a>
118	資料Ⅱ p.2 1(1)②エ	ホームレス対策として園内巡回(夜間含む)は時間や頻度等の指定はないという認識で宜しかったでしょうか？	お見込みのとおりです。
119	資料Ⅱ p.3 1(1)②ク	管理報告書の作成について、1日の業務内容等の日報を作成することとありますが、日報の書式の指定はなく、提案者側にて書式を整備する認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
120	資料Ⅱ p.3 1(2)	園内にある遊具の維持管理について現状の管理状況をご教示ください。（一般遊具、排水管？状の遊具？鉄パイプφ120内外で話せる？遊具等）	資料Ⅱ-2「維持管理基本水準書<扇町公園>」に記載している水準で管理しています。修繕実績は「机上説明会資料10」を参照してください。
121	資料Ⅱ p.4 2(5)	後日請求するとあるが、根拠となる電力、水道、ガスメーターは各事業者によるものが存在する認識でよろしいか？合わせて過去3年間の光熱水量実績(費用実績)をご教示ください。同様に各料金についても現状の清算方法をご教示ください。また海外情勢により燃料費をはじめ高騰が続く見込みであるため、指定管理料の増額を柔軟なご検討願いたいかがでしょうか。	供給事業ごとにメーターがあり、各供給事業者からの請求に基づき支払っています。過去の光熱水費実績については提供資料06を参照してください。 また、海外情勢による燃料費の高騰に関する代行料の取り扱いについては、別紙4「リスク分担表」の記載のとおり、収支計画に多大な影響を及ぼす場合は、協議事項となります。
122	資料Ⅱ-1 p.5 3(2)②	遊具の修繕について、「原則、当該の遊具製造業者等による修繕を実施すること」とありますが、各遊具の製造業者等をご開示願います。	提供資料07を参照してください。
123	資料Ⅱ-1 p.5 3(2)④	溜まった土砂等は適切に除去するとありますが、除去した土砂等の処分方法の指定がありましたらご教示ください。	関係法令を遵守し適正に処理してください
124	資料Ⅱ-1 p.5 3(2)④	園内の人目につかない任意の場所にコンテナ等を設置し、除去した土砂を一時的に溜め置くことは許容されますでしょうか。	場所等については、具体的な配置計画等を踏まえ本市が決定します。
125	資料Ⅱ-1 p.5 3(2)④	産業廃棄物処分にかかる想定費用を算出するため、側溝清掃・集水桝清掃・管渠清掃における処分汚泥量の過去3年間分の実績をご教示頂けますでしょうか。	各作業に伴う処分量及び処分費については、他の公園と合わせて処分する契約となっているため、扇町公園のみの処分量・処分費は把握していません。
126	資料Ⅱ-1 p.6 3(2)⑦	土入れについて、直近3回分の実施年度をご開示願います。	降雨時に水溜まり等の確認を行い、概ね年5回程度、土の補充等を実施しています。
127	資料Ⅱ-1 p.6 3(2)⑦	不陸整正について、直近3回分の実施年度をご開示願います。また、常時解放施設につき作業時は一部規制等が必要と考えられますが、現行の作業方法・作業時間帯をご教示願います。	不陸整正については、回答126を参照してください。 9時～17時で部分的な閉鎖を行い作業を行っています。
128	資料Ⅱ-1 p.6 3(2)⑦	広場整備の貴市実施の作業記録について開示ください	回答126を参照してください。
129	資料Ⅱ-1 p.6 3(2)⑨	資料Ⅱ-1 p.5 3(2)管理水準⑨「扇町公園子ども見守りカメラ」について 当該のカメラ映像の提供を受けて、防犯に利用することは可能でしょうか？	カメラ画像の提供は不可となります。子ども見守りカメラ設置、運用及び管理に関する要領 第3条第2項(2)において、提供について定めています。
130	資料Ⅱ-1 p.6 3(2)⑨	「扇町公園子ども見守りカメラ」の点検・点検内容は以下のとおりとし、原則外観点検のみとする。」は点検のみで本カメラによる防犯機能は貴市によるものとする認識でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
131	資料Ⅱ-1 p.6 3(2)⑥	一般園地における日常点検が必要な該当建物は便所1箇所のみでしょうか。	お見込みのとおりです。
132	資料Ⅱ-1 p.6 3(2)⑨	点検頻度の指定はございますでしょうか。	施設点検に合わせて実施してください。
133	資料Ⅱ-1 p.8 4(2)3)	便所の消耗品について・・・年間消費量をご教示ください。（トイレトーパー、洗剤等）	トイレトーパー、洗剤等については、他の公園の清掃も含まれており、公園ごとの使用量は把握していません。

134	資料Ⅱ-1 p.7 4(2)2)	園内清掃について、現行指定管理者にて実施している清掃時間・配置人数について、参考までにご教示頂けますでしょうか。	月曜日～金曜日(土日祝及び12/29～1/3は除く)6時間勤務4名園内清掃を実施しています。なお、現行は、指定管理者制度を導入していません。
135	資料Ⅱ-1 p.7 4(2)3)	便所清掃に携わる清掃員は男女の指定はございませんでしょうか。	指定はありません。
136	資料Ⅱ-1 p.7 4(2)2)	現行の配置体制(勤務日、時間、人数)をご開示願います。また、上記体制の中で、公園駐車場トイレの清掃も実施されているのでしょうか。	園内清掃については、回答134を参照してください。なお、駐車場トイレは、園内清掃と別に実施しています。
137	資料Ⅱ-1 p.7 4(2)2)	「公園内の落ち葉や紙類をはじめ、缶、ガラスびん等のごみを拾い集め、回収すること。その際、缶、ガラスびん、ペットボトル等の資源ごみと資源ごみ以外に分別し、所定の場所に集積するとともに」の扇町公園における所定場所をご教示ください。	倉庫エリアでの集積を想定しています。
138	資料Ⅱ-1 p.7 4(2)	過去3年間分の一般廃棄物量の実績をご教示頂けますでしょうか。	回答125を参照してください。
139	資料Ⅱ-1 p.8 4(2)3)	作業時にトイレトペーパーの補充をその都度行うこととありますが、過去3年間分のトイレトペーパー使用量の実績をご教示頂けますでしょうか。	回答133を参照してください。
140	資料Ⅱ-1 p.8 4(2)5)	過去3年間で発生した不法投棄物等の品目や数量の実績をご教示頂けますでしょうか。	品目については、家電・家具・衣装ケース等多種になります。数量については、回答125を参照してください。
141	資料Ⅱ-1 p.8 4(2)5)	直近3年度分の不用物の処理量をご開示願います。	回答125を参照してください。
142	資料Ⅱ-1 p.8 4(2)	塵芥の処分量についての年間実績(費用)をご教示ください。 (巡回清掃費用・剪定、除草ごみ) 粗大ごみに係る処分量(費用)の年間実績をご教示ください。 (産廃ごみ・不法投棄)	回答125を参照してください。
143	資料Ⅱ-1 p.8 5(1)	(1)台風等の災害時には緊急点検・調査等を実施するとありますが、実施方法等の指定はございませんでしょうか。	実施方法等の指定はありません。体制については、回答40を参照してください。
144	資料Ⅱ-1 p.8 5(2)	(2)貴市が実施する定期点検・訓練・清掃等に協力することとありますが、具体的な協力内容をご教示頂けますでしょうか。	防火水槽等の点検実施日と園内作業が重複しない為の協力になります。
145	資料Ⅱ-1 p.8 5(3)	「図面関係については、CADデータにて作成・更新すること。」について公園園地のCADデータは、貴市財産となるものであり新規の図面作成については、指定管理者業務外と考えますので、作成のうえ提供いただけないでしょうか。	現況の図面データについては、指定管理事業者選定後に提供しますので、随時更新するようにしてください。
146	資料Ⅱ-1 p.8 5(3)	既存施設」の竣工図等のデータ一式のご提供は可能でしょうか。また、既存施設が法適合している旨の分かる許可証(検査済証等)等の資料提供は可能でしょうか。	指定管理事業者選定後に提供します。
147	資料Ⅱ-1 p.8 5(3)	点検等を通じ、平面図・数量調書等を作成すること。なお、図面関係については、CADデータにて作成・更新することとありますが、現況の公園CADデータの提供を受けることは可能でしょうか。	回答145を参照してください。
148	資料Ⅱ-1 p.8 5(4)	(4)地域団体やボランティア団体等と連携し、清掃活動や花壇の維持管理等を行なうこととありますが、実績をご教示頂けますでしょうか。また本指定管理開始後においても継続的に連携の必要が想定される活動がありましたらご教示頂けますでしょうか。	各団体の活動内容は、回答28を参照してください。指定管理期間開始後においても継続的にこれらの地域団体やボランティア団体等と連携する必要があります。
149	資料Ⅱ-1 p.8 5(4)	貴市が公園活動を認めているボランティア団体、地域団体及び活動内容、サポート体制をご教示ください。	以下のとおりです。 公園愛護会：清掃活動に関する活動費の交付を行っています。 北区種花の会：花苗の提供を行っています。 公園猫サポーター：制度の啓発等を協働して行います。
150	資料Ⅱ-1 p.8 5(4)	「地域団体やボランティア団体等と連携し、清掃活動や花壇の維持管理等を行うこと」について現在のボランティア活動の実績をご教示ください。	回答148を参照してください。
151	資料Ⅱ-1 p.8 5(4)	地域団体やボランティア団体等と連携し、清掃活動や花壇の維持管理等を行うこととありますが、現況で清掃活動や花壇の維持管理等を行って頂いている地域団体やボランティア団体等をご教示ください。	回答148を参照してください。

152	資料Ⅱ-1 p.9 5(6)	(6)上記に記載のない施設や設備についても貴市の指導に基づき適切な保守点検、維持管理を行うこととありますが、現時点で判明した施設や設備があれば詳細をご教示頂けますでしょうか。また、本提案時に判明していなかった施設や設備があった場合は貴市にて費用負担頂けますでしょうか。	現時点で判明している施設や設備はございません。なお、費用負担については、原則、指定管理事業者の負担となります。
153	資料Ⅱ-1 p.9 5(6)	修繕のついて過去3年間の内容、実績(費用)をご教示ください。	机上説明会資料10を参照ください。
154	資料Ⅱ-2 p.3	各遊具の精密点検(適宜)について、直近3回分の実施年度をご開示願います。	精密点検は実施しておりません。
155	資料Ⅱ-2 p.3	清掃作業により発生した砂礫・汚泥等は持ち帰り処分でしょうか。過去の同作業における処分量の実績がございましたらご教示願います。また、公園敷地内に廃棄可能な場所がありましたらご教示願います。	処分量については、回答125を参照してください。場所については、回答137を参照してください。
156	資料Ⅱ-2 p.3	直近3年度分のごみの回収量、回収頻度、民間会社に委託している場合は、委託先及び委託金額をご開示願います。	回収量については、回答125を参照してください。回収頻度については、週2回です。他の公園と合わせて収集・処分を行っているため、個別の委託金額は把握していません。
157	資料Ⅱ-2 p.3	直近3年度分の衛生消耗品(トレットペーパー等)の年間購入金額又は補充量をご開示願います。	回答133を参照してください。
158	資料Ⅱ-2 p.3	公園灯設備の照明について、現行の運用方法(点灯・消灯時刻、タイマー制御、デイライトセンサー併用等)をご教示願います。	照明制御については24時間ソーラータイマーで常夜灯と間引灯の2系統になります。時刻については、日の入・日の出時刻が季節により変動します。
159	資料Ⅱ-2 p.3	・各水景施設の設備概要(機器仕様、濾過システムフロー図等)を開示願います。	当該水景施設の資料は、施設関係図書閲覧時に閲覧図書としてあります。なお、閲覧図書については、指定管理事業者選定後にあらためて閲覧することが可能です。
160	資料Ⅱ-2 p.3	現在は、各水景施設の設備は停止されていると思われませんが、点検は実施されていますでしょうか。また、各設備は正常稼働し、運用に支障がないものとの理解でよろしいでしょうか。	現在、休止中(廃止予定)であり点検を実施していないため、正常に稼働できるかは把握していません。
161	資料Ⅱ-2 p.3	点検整備の回数について、当該資料では「2回/年」とありますが、資料Ⅱ-3(5)「点検整備基準表」では「1回/年」とあります。どちらが正しいでしょうか	「1回/年」の点検が必要となります。なお、資料Ⅱ-2の訂正を行いましたので、詳細は、本市ホームページで確認してください。
162	資料Ⅱ-2 p.3	仮に、指定管理事業期間中に水景施設を使用しない場合、点検整備は不要との理解でよろしいでしょうか。	資料Ⅰ-1「扇町公園施設一覧表」に記載している「北西エントランス」については、現在一部稼働中であり、施設更新を予定しているため、点検整備は必要となります。また、「南西エントランス」「プール前」については、本市では再稼働する予定はないため、休止中の機械設備の点検整備は不要です。指定管理事業者により再稼働の提案があった場合、再稼働以降は機械設備の点検整備を実施していただきます。なお、躯体等の構造物については、存置する場合は、通常の点検及び維持管理をしていただきます。
163	資料Ⅱ-2 p.3	排水施設点検補修について、「集水桝」「側溝等清掃」「管渠」の記載がありますが、それぞれ該当箇所と数量が分かる資料をご教示頂けますでしょうか。併せて「側溝等」と「管渠」の定義もご教示頂けますでしょうか。	それぞれの該当箇所の数量をまとめた資料はございません。該当箇所の位置が分かる資料については、指定管理事業者選定後に扇町公園平面図データを提供します。「側溝等」及び「管渠」の定義については、「側溝等」は公園内や道路側の路面排水の為に、コンクリートやモルタル等で作られた溝を意味します。「管渠」については、公園内の地下に埋設している、ヒューム管や硬質塩化ビニル管等の排水管を意味します。
164	資料Ⅱ-2 p.3	公園灯設備の絶縁抵抗測定について、制御盤の設置場所が分かる資料をご教示頂けますでしょうか。	公園灯設備の絶縁抵抗測定については、高圧キュービクル内とします。
165	資料Ⅱ-2 p.3	器具・制御盤・鉄柱点検や点灯確認、巡視点検は地上からの目視点検による方法でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
166	資料Ⅱ-2 p.3	事務所・便所など建築物の電気設備という記載がありますが、本公園における該当建築物は便所1箇所のみでしょうか。	便所1箇所のほか、地下駐車場2箇所の計3箇所あります。
167	資料Ⅱ-3 p.1 2(1)②	電気主任技術者の管理範囲で「管理対象外施設である施設も含む」とありますが、P23.設備の概要には、上記管理対象外施設の設備も含まれていますでしょうか。含まれていない場合、管理範囲となる全ての設備概要をご開示願います。	一般園地内においては、管理対象外施設はありません。
168	資料Ⅱ-3 p.1 2(3)①	電気主任技術者業務については電気保安法人への外部委託でも良いでしょうか。また、「常駐配置」の定義をご教示願います。(例えば、配置時間・配置日数等)	電気保安法人への外部委託は可能です。また、「常駐配置」については、適正に保安管理業務が行えれば良いため、常駐の必要はありません。資料Ⅱ-3の訂正を行いましたので、詳細は、本市ホームページで確認してください。
169	資料Ⅱ-3 p.1 2(3)⑥⑦	対象設備がありましたら、機器仕様をご開示願います。	資料Ⅱ-3「(3)⑥⑦」については、対象設備はありません。

170	資料Ⅱ-3 p.1 2(4)	建築基準法に基づく建築物・建築設備・防火設備の点検については扇町プールにおいて実施いたしますが、一般園地での当該点検対象建物はございますでしょうか。	地下駐車場2箇所が点検対象です。
171	資料Ⅱ-3 p.2 2(4)④	「建築基準法」に基づく建築物・建築設備・防火設備の点検とありますが、対象建物がありましたら、建物概要・対象設備機器の仕様等をご開示願います。	点検対象の建物については回答170を参照してください。 建物概要・対象設備機器の仕様等については下記のとおりです。なお、仕様等の詳細については、指定管理事業者選定後にご提供します。 【建物概要】 ①一般車両用駐車場 鉄筋コンクリート造（地上1階、地下2階） 建築面積：85.76㎡ 延床面積：5,276.45㎡ ②大型車両（バス）用駐車場 鉄筋コンクリート造（地上1階、地下2階） 建築面積：19.83㎡ 延床面積：1,095.42㎡ 【対象設備機器の仕様等】 受変電設備、消防設備、中央監視設備、エレベーター設備、換気設備、排水ポンプ、給排水衛生設備、シャッター設備、自動扉、身体障がい者用便所、入口防潮板、空気調和設備（ルームエアコン、給気ファン、排気ファン、排煙ファン等）、電気設備（電灯、非常照明、誘導灯等）、防排煙設備
172	資料Ⅱ-3 p.2 2(4)⑤	「フロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づく簡易点検及び定期点検については扇町プールにおいて実施しますが、一般園地での当該点検対象建物はございますでしょうか。	一般園地にはございません。
173	資料Ⅱ-3 p.2 2(4)⑤	フロンの排出抑制法に基づく定期点検の対象機器がございましたら、対象設備の台数・機器仕様をご開示願います。	対象機器は一般園地にはありません。
174	資料Ⅱ-3 p.2 3(1)	資料では見受けられませんが、公園に非常用発電機設備の設置は無いとの理解でよろしいでしょうか。当該設備が設置されており管理対象となる場合は、機器仕様をご開示願います。	非常用発電機設備について現時点では設置はしておりませんが、令和5年度に設置工事を行い、運用を開始する予定です。 機器仕様については、設置工事発注前のため開示することはできませんが、当該設備は公園事務所のみを対象とした非常用施設であるため、指定管理者制度による管理の対象外となります。
175	資料Ⅱ-3 p.3 7(5)	「大型公園灯2基については、現在の運用を維持すること」とありますが、現在の運用（維持管理の内容を含む）について詳細をご教示願います。	17時から24時までは8灯中2灯点灯し、24時からは消灯しています。
176	資料Ⅱ-3 p.3 7(5)	大型公園灯2基について現在の運用を維持するとありますが、現在の運用についてご教示頂けますでしょうか。	回答175を参照してください。
177	資料Ⅱ-3 (3)	週1回の点検と記載されている項目について、危険作業を理由に停電が必要な項目については必ずしも週1回の実施でなくてもよいという理解で宜しかったでしょうか。	危険作業を理由に停電が必要な箇所があれば別途協議とします。
178	資料Ⅱ-3 (3) 8 消防設備等 10 扉装置	8 消防設備、10 扉装置は公園設備としては対象設備なしでしょうか。	お見込みのとおりです。
179	資料Ⅲ p.1 2(1)③	資料3 p.1 2(1)③ 休館日及び閉館時間等の変更について開館期間、開館時間の変更について明示されていますが、基準の変更までには至らず、一時的に期間外、時間外の利用（例えば、夏季営業前後の週末だけの屋外プール営業、日没後の屋外プールを解放してA区域と連携したイベント等）を規定する基準があればご教示ください。	特にありません。
180	資料Ⅲ p.2 2(2)②	オーパスシステムについて、指定期間中にシステム変更や改修の予定があればご教示ください。なお、システム変更又は改修がある場合は、市が費用負担するという認識でよろしいでしょうか。	システム変更の予定はありません。改修の際は基本的に市が費用負担します。
181	資料Ⅲ p.3 3(2)③	施設の集約促進業務について、広報活動にホームページの作成を含むとありますが、扇町公園と一体的なホームページを制作し、その中に扇町公園・扇町プール・駐車場の内容が含まれていれば良いとの認識よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
182	資料Ⅲ p.3 3(2)⑥	施設の警備に関して、現行指定管理者の警備員配置ポスト数や時間帯をご教示頂けますでしょうか。	本市として基準はありませんので、申請者において提案してください。
183	資料Ⅲ p.6 3(6)①イ(ア)	(ア)については特定建築物定期調査の点検報告を意味されてますでしょうか。	お見込みのとおりです。
184	資料Ⅲ p.7 3(6)④	日常清掃について、屋外プール開館時（7月1日から8月31日）は、現行、増員されているのでしょうか。その場合、増員時間数/日をご開示願います。	平日が3人に対し、屋外プール開館期間中は2名×3時間増員の5人体制です。
185	資料Ⅲ p.7 3(6)④	日常清掃・定期清掃・特別清掃の範囲・面積・実施頻度・作業内容等が分かる資料をご教示頂けますでしょうか。	床材の洗剤は特に指定ありません。また、アリーナが年4回、玄関ホール及びトイレ、卓球場、屋外プールサイド、屋内プールサイド、更衣室が年2回です。なお、建物の延床面積が4,356㎡です。
186	資料Ⅲ p.7 3(6)④	定期清掃を実施するにあたり床材ごとの指定薬剤、年間実施回数の指定はございますでしょうか。	床材の洗剤は特に指定ありません。また、アリーナが年4回、玄関ホール及びトイレ、卓球場、屋外プールサイド、屋内プールサイド、更衣室が年2回です。
187	資料Ⅲ p.7 3(6)④	定期窓ガラス清掃の実施方法について、現状の清掃方法をご教示頂けますでしょうか。（ロープによる作業、高所作業車による作業など）	窓ガラスの清掃には、脚立、ハンドボール、スライダー（渡り廊下のガラス清掃時）を使用しています。

188	資料Ⅲ p.7 3(6)④	定期清掃の窓ガラス清掃時に稼働スライダ－の使用可否をご教示頂けますでしょうか。 また、せり出し箇所など構造が複雑な箇所の清掃方法をご教示いただけますでしょうか。	可動式スライダ－が設置されています。届かない場所等については、スライダ－又はハンドポールを使用しています。
189	資料Ⅲ p.7 3(6)④	扇町プール施設内において過去に防滑作業を実施した箇所はございますでしょうか。 実施された場合、実施時期、回数、工法をご教示頂けますでしょうか。	過去に施工した実績はありません。
190	資料Ⅲ p.7 3(6)④	産業廃棄物処理業務の内訳(単位:t)をご教示頂けますでしょうか。 (1)一般廃棄物 (2)産業廃棄物 (3)再生資源ごみ	(1)約16t(450×365日) (2)実績なし (3)不明です(指定管理者で作業していない)
191	資料Ⅲ p.7 3(6)⑤	直近3年度分の衛生消耗品(トイレットペーパー等)の年間購入金額又は補充量をご開示願います。	トイレットペーパーについて、2021年度は約1,500個、2020年度及び2019年度は約700個です。また、ごみ袋が450大透明7,500枚、半透明2,500枚、黒5,000枚、消毒液300、手洗い石鹸200(いずれも3年間分)です。
192	資料Ⅲ p.7 3(6)⑤	消耗品の補充について、過去3年間分の実績をご教示頂けますでしょうか。	回答191を参照してください。
193	資料Ⅲ	指定期間前後で、市において設備機器等の更新や大規模修繕・改修工事等の予定をご教示ください。	一般園地においては、令和4年度に工事を予定していますが、詳細の内容については現時点でお示しできません。 扇町プールにおいては、令和4年度は、温水ボイラー改修工事及び各種改修工事の設計業務を予定しています。
194	資料Ⅲ-1 2(3)③	建築基準法に基づく建築設備・防火設備の点検を行なうと記載がありますが、建築物の点検も対象でしょうか。	お見込みのとおりです。
195	資料Ⅲ-1 p.E1-1 受変電設備点検整備内容 2.その他	発電機3基について点検実施内容をご教示頂けますでしょうか。	点検は大阪ガスにて大阪市仕様書に基づき実施しています。
196	資料Ⅲ-1 p.M2-1 排水槽設備点検整備内容 1(1)ア	槽内浮遊異物、汚泥物の廃棄処分とありますが、排出量の過去実績をご教示頂けますでしょうか。	1170 kgです
197	資料Ⅲ-1 p.M6-1 空気調和設備点検整備内容 1(1)イ	ドレンパン・排水口の清掃とありますが、分解し洗浄するとコストのご負担増が見込まれますので、3年に1回の実施等のご提案を差し上げてよろしいでしょうか。	本市としては、1年に1回の清掃を代行料に積算しておりますので、1年に1回お願いします。
198	資料Ⅳ p.2 2(2)③	園地内ハード整備において、協賛企業を募り、スポンサーにより得た原資にてハード整備を行うことは可能か?またその際、協賛企業名の露出は可能か?	魅力向上事業にかかるハード整備の資金調達手段として実施することは可能ですが、別紙2「2魅力向上事業の事業計画」に記載のとおりスポンサーが集まらない場合でも提案事業を実施する必要があります。魅力向上事業にかかる施設名の中に協賛企業名を記載することは可能です。
199	資料Ⅳ p.3 第2条	資料4 p.3 広告物取扱要綱について 第2条(3)で定義される「広告物」は第3項の「寄贈者が公園管理者の承認を得て、自己の名称等を当該寄贈物件に表示する場合」に該当する場合は除くとありますが、この寄贈物件についての規定をご教示ください。	本市への施設等寄贈(寄附)については、市民の皆様方の個々のお申し出により各々対応していることから、その対象となる施設など、寄贈(寄附)のルール等を定めた規定はありません。 本市が、お申し出のあった施設等の寄贈(寄附)を受けるか否かについては、本市における当該施設等の必要性などを考慮のうえ、個別に判断します。
200	募集要項 資料Ⅴ 5 工作物の設置を伴う場合の取り扱い	資料 p.3 5 工作物の設置を伴う場合の取り扱いについて 申請された行為に工作物の設置を伴う場合、占用許可へ切り替えて、大阪市が申請に対する行政処分を行った時、この利用料金の収受について「行為の利用料」は指定管理事業者の収入とし、「占用許可使用料」を大阪市内に納付するとの理解でよろしいでしょうか?	催事等で工作物を設置する場合、本市への占用許可申請を行うとともに、公園使用料を納付する必要があります。この場合、行為の許可は、占用許可に含まれるため、指定管理事業者の収入となる行為許可料は発生しません。
201	募集要項 資料Ⅴ 7 適用対象外施設	資料 p.4 7 適用対象外施設について 行為許可の適用対象施設から扇町プールが除外されていますが、時間外、期間外の利用及びA区域との相互利用を申請したとき、扇町プールを行為許可の適用対象として認めて頂けますでしょうか?	扇町プールを使用する提案は可能です。手続き・利用料金の考え方については、回答19を参照してください。
202	募集要項 資料Ⅴ 10 台帳の整理及び保存	資料 p.5 10 台帳の整理及び保存について 過去5年に遡って保存されている「行為許可の申請等に関わる台帳」をご開示頂けますか?	定型様式はありませんが、現在公園管理者が使用している形式は、提供資料08を参照してください。
203	資料Ⅵ p.1 1(3)	空気調和設備について、フロン排出抑制法に基づく定期点検の対象機器がございましたら、対象設備の台数・機器仕様をご開示願います。	扇町公園駐車場にはありません。
204	資料Ⅵ p.2 2(3)	土日祝(不定期)及びゴールデンウィーク時等における、直近3年度分の交通誘導要員等の配置実績(日数・時間・人数)をご開示願います。	過去3年間の交通誘導員の配置実績はありません。
205	資料Ⅵ p.2 2(3)	要員について必ず常駐していなければならない曜日、時間の指定はございますでしょうか。	昼間時間帯については、駐車場内の常駐職員又は一般園地・扇町プール職員等による対応など、バス駐車場の対応や苦情対応、緊急時等に速やかに有人による対応が可能な体制としてください。 夜間時間帯については、資料Ⅵ「2(3)公園駐車場の利用に関する業務(公園駐車場運営事項標準)」に記載のとおりです。

206	資料VI p.2 2(3)	営業時間を24時間にすることは可能ですか、24時間が不可の場合、営業可能な時間をお教えてください	資料VI「2(3)公園駐車場の利用に関する業務(公園駐車場運営事項標準)」の営業時間に記載のあるように、本市との事前協議を行うとともにスクエア駐車場の管理運営会社に事前報告が必要です。なお、必須営業時間帯は普通車：8時～23時、大型車：9時～17時となり、縮小は不可となります。
207	資料VI p.2 2(3)	ゲート式の100台程度の駐車場で無人運営した場合に利用者の利便性について支障を生じさずケースは何を想定されていますか	バス駐車場予約時の開閉の対応や緊急時の迅速な対応等があります。
208	資料VI p.2 2(3)	『利用者が少ない夜間時間帯において、利用者の利便性に支障が生じないと認められる場合は、無人とする提案をすることができる』とありますが、大阪市の指定管理料を下げるためにも、夜間時間帯以外においてもコールセンター等に利用者から問い合わせいただくことなどで、無人とする提案は可能ですか。 上記が不可の場合、どのような対応をすれば無人とすることが可能かお教えてください。 因みに民間で100台未満の自走式のゲート式の時間貸し駐車場を運営する場合は、無人対応する方法を考え無人対応していません。	回答205を参照ください。
209	資料VI p.2 2(3)	現状の最大料金990円は付近の駐車料金に比して著しく均衡を失する料金設定でないと考えてよいか。 ちなみに『カンテレ駐車場』、『北区役所』の最大料金は1,800円です	現在の料金設定については、現事業者決定時において、駐車場の稼働状況、規模、立地条件、近隣駐車場の料金等を勘案し、シミュレーションを行ったうえで決定しており、著しく均衡を失する設定ではないと考えています。 なお、本事業者募集においては、あらためて『カンテレ駐車場』、『北区役所』など周辺駐車場の料金を等を勘案し駐車場金を提案してください。
210	資料VI p.2 2(3)	資料6 扇町公園駐車場管理運営業務仕様書について p.2 2(3) 【公園駐車場運営事項標準】に記載の駐車料金と現状は異なります(220円/30分、駐車後24時間最大990円、22時～8時最大550円)。近隣駐車場、特に接続している「スクエア駐車場」の料金体系が異なり(100円/15分、全日最大料金1,800円)、均衡がとれていません。これは利用者に混乱を招き、トラブルの要因にもなりかねません。現行の料金体系(仕様書とは異なる)となった経緯等をご教示ください。	料金設定の考え方については、回答209を参照してください。なお、現状の駐車料金については、資料VIの訂正を行いましたので、詳細は、本市ホームページで確認してください。
211	資料VI p.3 2(5)	自動二輪専用箇所を設置場所はどこを想定されていますか、また、設置する場合は違法駐車が想定されますが、有料化は可能ですか また、その場合、公園施設設置使用料は必要となりますか	駐車場管理区域内の設置を想定していますが、必ずしも専用の駐車場を設けなければならないものではなく、自動二輪専用の駐車スペースを設けるよう努めてください。自動二輪車についても、普通自動車の利用料金の範囲内であれば、料金を設定することは可能です。なお、駐車場管理区域内であれば新たな使用料は必要ありません。
212	資料VI p.3 2(6)	大型車について、過去の日ごとの利用実績を開示ください 平均滞在時間も開示ください	過去3年分の大型車の利用実績については、提供資料09を参照して下さい。R1年度は月別、R2年度およびR3年度は日別となっています。なお、平均滞在時間は、把握していません。
213	資料VI p.2 2(13)	資料6 扇町公園駐車場管理運営業務仕様書について p.4 2(13) 公園施設等での催事に伴う公園駐車場利用で、扇町公園内公園施設において催事を行う際に、催事主催者等から公園駐車場利用に当たって、事前予約等の申出があった場合は、可能な限りその範囲・方法等について催事主催者等と協議するとありますが、催事主催者等との協議で駐車料金について割引等の考慮を行ってもよろしいですか？	催事の主催者は公園管理者とは異なり、その利用料金等については、利用者が公平・平等に利用できるよう十分に配慮するとともに本市が指定する駐車場管理運営事項の範囲内で、催事的主催者と事業者が協議のうえ、双方の合意に基づいて決定していただくこととなります。
214	資料VI p.2 2(14)	資料6 扇町公園駐車場管理運営業務仕様書について p.4 2(14) 公園管理車両等の取り扱いで都市公園の維持保存作業のため、本市公園管理車両等が公園駐車場に乗り入れる場合とありますが、大阪市公園管理車両等が扇町公園にて維持保存作業を継続して行うことがあるとの理解でよろしいでしょうか？	扇町公園の維持管理作業を継続して行うことはありませんが、本市発注の改修工事などにおいて使用する場合があります。
215	資料VI p.5 2(17)	エレベーターの維持管理について製造メーカー以外のフルメンテナスもしくはPOGメンテナスにて実施することは検討可能でしょうか。	仕様書記載のとおりです。製造メーカーによるフルメンテナス契約により実施してください。
216	資料VI p.6 3(4)	『公園駐車場入出庫口付近に、新たに駐車券発行機、自動料金精算機などの駐車場管制設備を設置する場合は本市と事前協議を行うこと。ただし、入出庫受付又は駐車料金精算について有人対応を行い場合はこの限りではない』とありますが、これは公園駐車場入出庫口付近に、新たに駐車券発行機、自動料金精算機などの駐車場管制設備を設置する場合は有人対応を行わないことが可能と考えていいのでしょうか	精算機を設置するのであれば、入出庫管理について人的対応を行う必要はありません。
217	資料VI p.7 5(1)	資料6 扇町公園駐車場管理運営業務仕様書について p.7 5(1) 非常災害時の付近住民の避難場所とするとありますが、当地下駐車場は一避難場所に指定された扇町公園と同等の扱いとの理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです

218	資料VI-1 p.1 2. 対象設備概要	総合盤・ITV設備のメーカー、機器仕様、及び現行の点検仕様をご開示願います	ITV設備のメーカー及び機器仕様については、提供資料10を参照してください。点検仕様については、月次報告書として、閲覧時に閲覧図書としています。なお、閲覧図書については、指定管理事業者選定後にあらためて閲覧することが可能です。
219	資料VI-1 P.1 3 (1)	巡視点検について月1回の巡回点検について2名の指定がござい ますが、1名にて巡回実施にすることは検討可能でしょうか。	記載のとおり月1回の巡視点検は2名で行ってください。
220	資料VI-1 P.9 業務仕様書 3. 設備の 概要	汚水槽の容量をご開示願います。また、槽内スカムの量の実績 をご開示願います。	汚水槽の有効容量は5.8m <sup>3</sup> です。なお、槽内スカムの量の実績 については、把握しておりません。
221	資料VI-1 P.10 業務仕様書	パイプシャッターのメーカーをご開示願います。	株式会社鈴木シャッター製です。
222	資料VI-2「設備管理業 務仕様書」P2	資料では見受けられませんが、公園駐車場に非常用発電機設備 の設置は無いとの理解でよろしいでしょうか。 当該設備が設置されており管理対象となる場合は、機器仕様を ご開示願います。	お見込みのとおりです
223	参考資料1 【扇町公 園駐車場】	普通車、大型車とも 日別の利用台数、売上の開示をお願いし ます	R1年度R2年度の普通車・大型車の日別利用台数および売上 は、提供資料11を参照してください。R1年度は月別、R2年度 およびR3年度は日別となっております。
224	参考資料1	扇町公園プール利用者用の駐輪場に違法駐輪が横行し、放置自 転車も散見されることから、駐輪場の有料化を考えています が、有料駐輪場を整備した場合、公園施設設置許可使用料の対 象となりますか	現行の扇町公園プール利用者（公園利用者も含む）のための 駐輪場を有料化することは可能です。ただし、料金の設定につ いては、別途、本市と協議が必要となります。 公園使用料の考え方については、回答62を参照してくださ い。
225	参考資料1	魅力向上事業で施設を建設する場合に付置義務駐輪場の整備が 必要となり、違法駐輪対策として有料化を考えていますが、有 料駐輪場とした場合、公園施設設置許可使用料の対象となりま すか	有料駐輪場は使用料の対象となります。
226	参考資料1	放置自転車対策の一環でシェアサイクルの設置を計画していま すが、公園施設設置許可使用料の対象となりますか	放置自転車対策の一環でのシェアサイクルは認められませ ん。なお、園内交通システムとして有料のシェアサイクルを導 入する場合は公園使用料が発生します。
227	参考資料3	参考資料3 扇町公園施設保全計画（予定）について 令和4年度～令和7年度に予定されている施設保全計画のう ち、令和4年度の予算が整った計画がありましたら、ご教示く ださい。また、その詳細の内容をご開示頂けますでしょうか？	回答193を参照してください。
228	参考資料3	記載の工事予定は、市にて実施予定との理解でよろしいでしょ うか。 また、本工事に機器等の仕様が変わり、点検等の費用も変更 となる場合、別途協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
229	参考資料5	参考資料5 イベント等催事における公園使用料の考え方 につ いて 「指定管理事業者が行為の主体となる場合、自身に対する行為 の許可は不要」とありますが、指定管理事業者が行うソフト事 業で工作物などを設置するための占有許可を伴わない場合に限 り、基本的には無償で行うことが可能という事でしょうか？	占有物を伴わないものについては、許可は不要です。
230	参考資料7	令和5年から5年間のネーミングライツ終了後の6年目以降の ネーミングライツ候補者も今回の応募時に必要でしょうか？	不要です。
231	参考資料7	ネーミングライツ ・商流について。1、2のどちらか？もしくは、その他の商流 か？ 1、ネーミングライツ協賛費用：広告主⇒大阪市 ネーミングライツ契約に伴う付帯経費：広告主⇒広告代理業者 2、ネーミングライツ協賛費用：広告主⇒広告代理業者⇒大 阪市 ネーミングライツ契約に伴う付帯経費：広告主⇒広告代理業者 ・ネーミングライツ契約は、 大阪市一広告主の契約か、もしくは 大阪市一広告代理業者一広告主の3者契約か？ ・ネーミングライツに関する応募書類 応募書類は、公園の指定管理応募書類に準じるとあるが、具体 的にどの書類が必要か、明確な規定をいただきたい。 ・ネーミングライツ応募資格 既に、大阪市内に業務ごとの入札応募資格を有している事業者し か応募できないという認識でよいのか？ネーミングライツに手を 挙げる事業者のほとんどすべては入札資格を有していないのが 実情と思われる。	・商標について 1です ・ネーミングライツ契約は、大阪市広告主の2者です。 ・ネーミングライツに関する応募書類は公園指定管理応募の段 階では様式12の申込書をご提出ください。 ・参考資料17に記載のとおり、ネーミングライツパートナーの 応募資格に入札応募資格は必要ありません。
232	参考資料7 2 (1)	応募資格において、本市と契約等を希望する法人」及び「仲介 業務を行うことができる広告代理を営む法人」が該当します が、これらの法人は、指定管理事業者の連合体の構成員又は協 力団体という認識でよろしいでしょうか。本事業に応募しない 団体の応募は不可という認識でよろしいでしょうか。	本事業に応募しない団体でもかまいません。

233	参考資料7 3 (2)	パートナーメリットとして、愛称による施設名称看板、施設内看板等を設置できるとございますが、企業広告等は別で「大阪市経済戦略局スポーツ施設行政財産広告掲出要領」に基づいた申請が必要でしょうか。 なお、「大阪市経済戦略局スポーツ施設行政財産広告掲出要領」が検索できませんでしたので、PDFファイル等でご開示頂けますようお願いいたします。	提供資料12を参照してください。
234	参考資料7 9②	参考資料7 p.49② その他についてネーミングライツパートナーの愛称使用後とありますが、愛称使用開始後との理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
235	様式集	様式集において「提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば、黒塗りするなどし、提案事業者が特定できる記載は行わないこと」とありますが、提案事業者である代表企業・構成企業以外の委託先等については事業者名の記載をしてもよろしいでしょうか。	事業者の記載は行わないでください。
236	机上説明会資料 資料 9 No. 1	現在ウクライナ情勢等の影響によりエネルギーコストが急増している状況です。 貴市より、社会情勢の変化や指定管理の対象施設の状況、魅力向上事業に関する業務の収支状況も勘案しながら協議の場を5年毎に設けるとの回答と頂いておりますが、著しい物価変動等については、都度ご協議させて頂くという認識でよろしいでしょうか。(別紙4 リスク分担表 共通「物価変動」の協議事項)	お見込みのとおりです。
237	机上説明会資料 資料 9 No. 18	貴市からの回答の「その他、扇町プールの新たなプログラムやサービス、(中略)全て魅力向上事業となります。」とございますが、現指定管理者が実施している屋内・屋外プールの教室やスタジオの教室は、全く同じ事業ではなく類似した事業を展開するという認識のもと、内容変更や数の追加については「目的事業」に該当するという認識でよろしいでしょうか。	内容によりますので都度ご相談ください。
238	机上説明会資料 資料 9 No. 19	貴市より「業務代行料基準額は、扇町公園の管理運営実績などを基に積算していますが、積算根拠をお示しすることはできません。」とご回答頂いておりますが、扇町プールについては、事業報告書が開示されており、その実績を基に業務代行料基準額(上限額)を積算しているという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、扇町プールの利用料金収入については、机上説明会資料「17 利用料金収入実績」の訂正を行いましたので、詳細は、本市HPで確認してください。
239	机上説明会資料 資料 9 No. 26	貴市より「新型コロナウイルスの影響による補償等につきましては、その時々への対応となりますので、事業開始後に状況に応じての対応となります。」と回答を頂いております。開示頂いた現指定管理者の事業報告によると、精算金が発生しており、新型コロナウイルスの影響等による補填(補償)をしていると推察しますが、次期指定管理事業期間においても同様の対応をして頂けるという認識でよろしいでしょうか。 また、業務代行料基準額については、利用者数がコロナ前に回復する前提で積算されているという認識でよろしいでしょうか。	ケースによりますので、都度ご相談ください。
240	机上説明会資料 資料 9 No. 25	貴市より「扇町プールネーミングライツの応募は必須ではありませんが、～」との回答を頂いております。指定管理者等の配点表では、管理経費の縮減の項目にて「価格点評点(大阪市が負担する業務代行料及び扇町プールネーミングライツパートナー契約金額に基づき採点)」と記載がありますが、業務代行料の提案額による配点と、ネーミングライツの配点や採点方法について、具体的にお示しください。(例えば、業務代行料30点、ネーミングライツ10点など)	価格点評点として一体で判断させていただきます。
241	公表資料外の質問 樹木類	イルミネーション等の軽量器具を樹木に直接デコレーションすることは可能でしょうか。	イルミネーション等の軽量器具を樹木に直接デコレーションすることは可能ですが、樹木保護の観点から、必要に応じて養生等の十分な対策を講じてください。また、イルミネーション等の軽量器具の設置や保守点検、撤去・緊急時の対応に関して、企画書や実施計画書等を作成の上、関係部署と十分な協議、調整を行ってください。
242	公表資料外の質問 モニュメント塔	イルミネーション等の軽量器具をモニュメント塔に直接デコレーションすることは可能でしょうか。	イルミネーション等の軽量器具の占有許可又は設置許可が必要となります。また、景観の問題や構造上の問題等から提案時に個別協議が必要となります。
243	公表資料外の質問 モニュメント塔	モニュメント塔を広告や案内等の掲示に利用することは可能でしょうか。	イベント等催事に伴って、工作物等を設置される場合は、都市公園法第6条に基づく占有許可申請が必要となり、公園施設を破損し、又は汚損するおそれがないなどの要件を満たせば占有は可能です。広告物の占有にあたっては、広告物取扱要綱を参照してください。
244	公表資料外の質問 自由公園 駐車	自由公園で催事を開催するとき、この開催期間中に催事関係車両をバックヤード(機材、資材等の保管倉庫)として自由公園内に留め置くことは可能でしょうか？	車両を止め置くことは望ましくありませんが、別途占有許可が必要となります。

245	公表資料外の質問 公園管理車両	現状、扇町公園専用の公園管理車両は存在しますでしょうか？公園事務所が運用する公園管理車両を必要に応じて借用（共用）させて頂くことは可能でしょうか？また指定管理事業者が公園管理車両を配備した場合、管理事務所に相当する園地内に駐車することは可能でしょうか？	扇町公園専用の公園管理車両は存在しません。公園管理車両の借用（共用）は出来ません。指定管理事業者が公園管理車両を配備した場合、倉庫エリアであれば駐車可能です。
246	公表資料外の質問 自由公園 無許可の収益事業	公園での許可のない収益事業について本来、公園での許可のない収益事業は禁止されているはずですが、扇町公園では許可なく複数の有料スポーツ教室が開催されています。これは規制されるべきと考えますが実際には放置されている状況です。今後こうした許可のない収益事業をどう取り扱われるかご見解をお聞かせ下さい。	現時点で、有料スポーツ教室等の収益事業については、把握していませんが、広場を独占して競技を行う場合、行為許可が必要となると考えます。引き続き、そのような行為を確認した場合は、必要な指導を行います。
247	公表資料外の質問 サイン看板	子供たちを受動喫煙から守りたいと考えていますが、「ここは禁煙です」等のサイン看板等の設置は可能でしょうか？	公園内喫煙対策に関するサイン看板等の内容については、事前に本市と協議を行ってください。
248	公表資料外の質問 放送設備	園地内に管理及び防犯等の案内を目的とした放送設備はございますか。公園の機能として放送設備の設置方針がありましたら、ご教示ください。	放送設備は設置していません。また、放送設備の設置方針もありません。
249	ページ掲載外 寄付建造物	公園南西に設置されております「ライオンズクラブ」による時計塔は老朽化しておりますが、撤去等のご予定はございますでしょうか	現在の撤去予定はありません。
250	ページ掲載外 寄付建造物	「ライオンズクラブ」は保守点検は指定管理業務に入りますでしょうか	ライオンズクラブの寄贈物件に関する保守点検等は、指定管理業務に入ります